

(第二部)

第一回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十六号

(四七九)

付託事件

- 地方分権の確立に関する陳情(第二十三號)
- 経済緊急対策中、料理飲食店の措置に関する陳情(第二十九號)
- 料理飲食店の措置に関する陳情(第三十五號)
- 料理飲食店の休業に伴う藝妓営業に對する措置に関する陳情(第三十七號)
- 地方自治連盟の即時解散に関する陳情(第三十九號)
- 地方分権の確立に関する陳情(第五十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百十三號)
- 地方公共團體職員の給与に関する陳情(第一百二十二號)
- 地方公共團體職員の暫定加給國庫補助その他に関する陳情(第一百三十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百五十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百五十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百八十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百八十九號)

- 特別市制施行反對に関する陳情(第一百九十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第一百九十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百十七號)
- 兵庫縣武庫郡の取扱いを都市同様とするに關する請願(第二百二十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百二十五號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百二十九號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百三十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百四十號)
- 地方公共團體職員の給与に関する陳情(第二百四十二號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百四十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百五十七號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百五十九號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十二號)

- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十七號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百七十八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百七十九號)
- 特別市制施行反對その他に関する陳情(第二百八十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第二百八十六號)
- 地方官公廳職員待遇改善費國庫補助に關する陳情(第二百九十號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十三號)
- 特別市制實現に関する陳情(第二百九十七號)
- 地方税法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 地方自治法の一部を改正することに關する陳情(第三百八號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百四十一號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百六十六號)
- 特別市制實現に関する陳情(第三百七十三號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百七十四號)
- 町内、部落會廢止後の措置に關する陳情(第三百八十六號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第三百九十六號)
- 地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

- 特別市制施行反對に関する陳情(第四百十一號)
- 料理飲食店営業の即時開業等に関する陳情(第四百六十四號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第四百七十三號)
- 地方分與税の追加分與増額その他に關する陳情(第四百九十四號)
- 警察行政の市長委譲に關する陳情(第四百九十八號)
- 特別市制施行反對に関する陳情(第五百十四號)
- 特別市制實現に関する陳情(第五百十五號)
- 料理飲食店営業の即時開業に關する請願(第四百三十五號)
- 警察法案(内閣送付)

ところの御提案がありまして、あの議案は本委員会に付託されておるのでありますが、御尤もな御提案であると思ひますので、委員長の問答だけでは足りないだけに、取り進みたいといふふうにより、御返事いたして置いたのでありますが、本日この機会に皆さんに一つお諮りしたいと思ひますが、そのように取進びまして、よろしくごいいますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(吉川末次郎君) それでは司法委員会と合同いたしました、警察法の審議を取進ぶことにいたします。今出頭せられた証人をこの席上へ呼ぶようにいたしておきますので、それまでちよつと休憩いたします。

(退席中止)

昭和二十二年十一月十三日(木曜日)午前十時三十五分開會

本日、會議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案

○委員長(吉川末次郎君) これより委員會を開會いたします。本日は地方自治法の改正案につきまして、證人の方の御出頭を求めまして、逐次各證人の證言を聞くことになつておるのでありますが、それに先立ちまして、明日開きます委員會についてありますが、明日より警察法の豫備審査に入りたいと思つておるのであります。それにつきまして、司法委員會の委員長から、提案理由の説明を聞く最初の審議から一つ合同委員會にして貰いたいといふ

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(吉川末次郎君) それでは御異議ないものと認めます。そのように取進ぶことにいたしますから、そのように御了承願ひます。二十六日午前十

時からやりたいと思ひます。

それから明日警察法の審議に着手するのですが、大體十時からやりたいと思ひます。明日は本會議がないのでありますから、ただ總理大臣が来るのが、午前中來られないと言つておりますので、午後引續いてやりたいと思ひます。午後は二時から大體やる豫定であります。

それでは引續きまして委員會の議事を續行いたしたいと存じます。本日は新たに政府から提出せられた地方自治法の一部を改正する法律案につきまして御意見を承りますために、證人として神奈川縣知事内山岩太郎氏外七名の方々の御出席をお願いいたしましたわけでございます。これらの方々は御多用の中にも拘わらず繰合せ御出席下さいましたことを厚く御禮申上げたものと存じます。この度の地方自治法の改正は地方公共團體の自主性を更に強化いたしまして、新憲法の精神に基いて地方自治の本旨を一層徹底せしめることを目的としたものであります。これは申すまでもないことでございまして、本委員會におきましては目下慎重に審議いたしておりますのでございすが、更に地方自治行政の運営に、或いは地方議會に多年御経験を持つておられます各位、及び學識経験ある皆様方の御意見を十分拜聴いたしまして、皆様がお持ちになつておりますところの、或いは國民として御抱懷になつております御意見を承りたい。そして我々委員會の審議に皆様たちの御意見を反映せしめたいという趣旨を以て今日御出席願つたようなわけでございします。本来ならば國會議法の規定に基きまして、公聴會といたしまして御

出席をお願いしたい、このように思つておつたのでございしますけれども、審議の關係上或るべく早く皆様方の御意見を承りたいと存じまして、便宜の方法を採りまして、證人として御出席を願つたやうなわけでございします。従つて本委員會といたしましては、公聴會の公証人として御出席を願つたと同様な氣持を以て皆様たちに對してゐるわけでございしますから、皆様におかれましては委員會の趣旨の存するところを御了承下さいまして、御自由な御意見の御開陳をお願いできますならば大變結構と存する次第であります。尙時間の關係上、なるべくお一人二十分以内というところで御意見を御述べ願ひまして、お述べ願ひますならば結構に存じております。それでは順次御指名申上げたと思ひますが、尙それに附け加えて一言お断り申上げて置きたいのであります。先刻申上げましたやうに、國會議法の規定に基きまして公聴會という形で開きたかつたのであります。これがいさゝか都合からこうした場合にはなりましたことは御了承願ひような次第であります。ところが證人としまして御出席を願つておりますので、参議院規則の第八十五條に「證人が出席したときは、宣誓書によつて、宣誓させた後、その發言を許可する。」というやうな文言がございします。それで、甚だ失禮であります。そのうした法令のあります關係上、只今書記をして宣誓書を皆様たちのお手紙に同付させますから御署名をお願いしたいと思ひます。どうぞ御照しからず一つ御了承願ひたいと思ひます。御起立をお願いいたします。

（總員起立、證人内山岩太郎君は次のやうに宣誓を行なつた）

宣誓書
良心に従つて眞實を述べたことを誓ひます。
昭和二十二年十一月十三日
證人代表 内山岩太郎

○委員長（吉川末次郎君） それではこれより證人の方の御指名を申上げますから、御發言を願ひます。都道府縣知事の代表といたしまして神奈川縣知事の内山岩太郎君を御指名申上げます。

○證人（内山岩太郎君） 御指名によりまして府縣知事を代表いたしまして申上げます。本日の會合がたとえ公聴會でないといつたとしても、私共は最も關係の多い地方自治法の問題につきましてかような會合をお開き下さいました。参議院、殊に當常任委員會の皆さんに對して厚く御禮を申上げると共に、かくのごとき方法をお採りになつたたいわゆる民主的態度に對して敬意を表したいと思ひます。昨年の十一月制定になりました日本の新憲法は、何といつても日本における地方自治の大方針を決定いたしましたものであります。引續いて本年の四月でございました地方自治法は正に畫期的な自治政治の在り方を示したものであると思ひます。併しなから私共強く経験は淺いのでありますけれども、縣知事と申せば、外の國の例などによりますと、小さいながら一つの大統領或いは總理大臣というやうな……決してこれは自惚れではありません。當然なことをしてをういう考え方を持つて仕事をやつておられます。あの廣汎な地方自治法もどちらかといへば、急に大きなものを作り上げたといふやうな結果、決して完全なものではないのであります。將來いろいろの點において改正を要するもの

があるのではないかと思われるのであります。従つて本日この地方自治法の改正案についての私共の考え方をあとの方で申上る前に、取敢えずこの機會を利用して頂きまして、私共の考えております將來の地方自治の在り方といふものについて二三の例を申述べさせて頂きたいと思ひるのであります。

大體地方分權下の都道府縣知事の地位は、地方行政におきましての強度の綜合行政廳という立場でありまして、過般來地方自治法制定の前後を通じて濫立されました地方出先機關は、知事の地方行政における綜合行政廳という立場を著しく困難ならしめておるものであります。地方行政に對する指導的地位を失はしめるという傾きが非常に多いのであります。例えば地方商工局の出張所の設立は中小商工業に對する知事の指導力を減殺する。農林省の資材調整事務所は農業指導の知事による一元の指導を不可能とする。地方食糧供出事務にさへ悪影響を及ぼしておるというやうな實情であります。尙臨時物資需給調整法の施行に伴うところの各種の出先機關及び労働行政の國と府縣との分限は、府縣行政を混亂せしむる以上、むしろこれは有害である、かういふ考え方でありまして、勿論現下の社會經濟情勢からいたしまして、國家的統制の下に行はれる事務は、國家的の直轄機關による行政を適當とするのであらうと思ひけれども、地方行政として最も重要である事務をも、これを不當に知事から剝奪するといふことは、地方分權の確立の趣旨に反するものである。かういふことが言ひ得ると思ひ

ます。どうか國會におきましては、速かにこれらの出先機關の濫立を整理、御檢討下さいまして、できるだけ早く私共の希望を達成されるやうに御盡力を願ひたいと思ひます。

又教育、衛生、民生、労働、商工、農林等の事務について申しまして、地方自治組織の整備を相俟つて、中央集權的法制を早急に改革すべきことが澤山あると思ひます。これら文部、厚生、商工、農林、労働等各省所管の事務が、依然として極端な中央集權型の法制を以て國民に對しておるというところは、地方政治の民主化をしてただ形のみとする傾きがあるのであります。地方自治法上に規定されてあるところの特別市制の問題であるとか、又は出先機關の問題というやうなことも、結局はどういふ事務を市町村に與え、又どういふ事務を國と都道府縣に配分するかという根本の問題を研究して處分、處置することによつて、それは實質的に解決せられるのではないかと考えられるのであります。要するに國と都道府縣間の事務配分の調整を行つたといふことは、當面緊急を要する問題と考へます。

尙地方自治法附則の第八條に規定いたしました。現在都道府縣においては教育關係事務、社會保險事務、公共職業安定所の指導、監督に關する事務、北海道における開發關係事務に従事するところの者は依然として官吏である。併しなからかかる職員を有することとは、警察事務といふ極めて國家的性質を持つておると思はれるものさへも、將來自治體警察として人口五千以上の市街地にすべて委譲されるという、即ち警察官も公吏となるという世の中で

ありますので、以上のやうな方々の事務を行ななければならぬといふ必要と考へます。地方債の消化について、まして、中央においても一つ率先そのし、更に補充立候補届出を許し選挙を

さいます。本来ならば國會議法の規定に
基きまして、公職會といたしまして御

(議員起立、證人内山君太郎君は次
のように宣誓を行なつた)

ものではないのでありまして、將來い
ろいろの點において改正を要するもの

地方分權の確立の趣旨に反するもので
ある。こういうことが言ひ得ると思ひ

市街地にすべて委譲されるという、即
ち警察官も公吏となるという世の中

ありますので、以上の様な方々
を、依然として官吏として置くことは
どうかと思はれるのであります。

次に地方財政という問題から考えま
して、地方團體の財政は、現在窮乏を
招いておることは皆さ御承知の通り
であります。その原因としては次の
ようなことがあつたと考へられるので
あります。即ち國と地方團體との税源
の配分が適正を缺いておる、伸張性
伸張性を持つ強力な税源は殆んど國税
でありまして、地方税は甚しく伸張性
を缺きまして、その結果インフレーシ
ョンの時代にあつては税収入が經費の
増嵩に追いつけないこと、又地方團體
の大多數は戦災によつて多大の財源を
失つておるにも拘わらず、これの復舊
費などのために財政需要は却つて増大
しておること、更に又終戦以來の物價
騰貴によつて、地方團體の經費が増嵩
の一途を辿つておるにも拘わらず、
特に職員待遇改善費の増嵩は甚だ
しいのでありまして、これが地方財政
を特に壓迫しておる。又經濟安定公共
事業等幾多の國庫補助事業が、甚だし
く莫大な地方費負擔を伴つて地方團體
に配分せられます。地方團體はこれが
財源の抽出を地方債に求めざるを得な
いのであります。地方債の枠は資金
關係から限定されて、且つ許可
せられても、銀行側の態度が強硬でな
かなか消化がうまく参らないのであり
ます。又中央の各行政官廳は地方財源
の有無を考慮することなく、全く一方
的にその事務を地方公共團體に委任
し、押付けまして、國に豫算を要求し
て、賦課或いは削減されても事業分
を減ずるといふことがなく、地方費の
負擔はますます増加いたしまして、そ

の事務を行ななければならぬというよ
うなことであります。又災害の果積
は、地方團體を壓迫するのでございま
して、税源の涵養も許さないのであり
ます。要するに地方團體も財政窮乏の
原因は、税源配分の不適正、負擔區分
の不適正、職員待遇費等人員費の増
嵩、災害の果積等によるものでありま
して、その原因の大部分は、國の側に
あるといつても差支えないのではない
かと思ひます。従つて地方財政の當面
の危局を打開いたしますためには、次の
自主權を確立いたしますためには、次の
ような措置を迅速且つ強力に推進する
ことが必要であります。即ち地方税體
系を再検討いたしまして、地方團體に
大幅に獨立財源を與へること、例え
ば、最近の例を取りまして、地方税法に
おいて地方税の課税が禁止されておる
といふことが、現在の地方税體の持つ
意義に顧みまして甚だしく當を得ない
といふことを考へております。ただそ
の前提として、國政事務と地方公共團
體事務との配分を根本的に再検討をい
たしまして、國の事務を大幅に委譲を
斷行することが必要である。國が地方
團體に事務を委任する場合、それに要
する經費については、原則として全額
國庫負擔として、地方費負擔を伴う場
合は必ず法律又は政令においてその割合
を定むべきであります。現在のごとき
國庫負擔の範圍において分擔を定め、
或いは臨時物資供給調整法に基く統制
事務のごとき、地方費負擔を全然考慮
することなく、單なる省令を以て執行
を強いられることは甚だ迷惑な話であ
ります。又金融機關に對する態勢をで
きるだけ強化いたしまして、地方債の
消化について萬全の策を講ずることが

必要と考えます。地方債の消化につ
いて現在の地方銀行の協力能力は十分と
は言えないのであります。そこでこの
際銀行に對しましては、地方債責任引
受制を確立するとか、或いは日本銀行
保障による預金部資金の高額地方債投
資の制度を確立することが必要と考え
ます。いずれにいたしまして、現在
のような有様では、地方團體は、經濟安
定、公共事業、災害復舊費等の緊急
事業すらも遂行するに困難を感じてお
る状態でありまして、
更に又災害豫防に關しましては、根
本的な對策を樹立することが必要と考
へます。災害の起る度に豫算のふん取
りが行われ、又復舊費などにつきま
しても、常に十分な支出が行われな
い、積りだり崩れたりするような結果
が見られるのであります。どうかこの
際災害豫防制度のごときものを設けま
して、災害復舊に要する資金の蓄積を
圖ると共に、災害豫防に關する徹底
な施策を迅速強力に行ひ、これがた
に要する經費は、金額を惜しまないで
投下するよう考へて頂きたいと思ひ
ます。

又國において行政整理の模範を示
し、労働問題に對しても斷乎たる態度
を取つて頂きたいと思ひます。今日地
方豫算の中にあるところの職員費の割
合は、都道府縣において約五割五分、
市町村において約四割を占めるのであ
ります。物價騰貴の現状において、
限りある財源の下で、どうしても事務
を合理的に行うためには、人員の合理
的配置轉換、行政整理の斷行以外には
途がないといふような考へ方から、す
でに地方團體の一部ではこういう方面
に手を染めつつある所もあるのであり

まして、中央においても一つ率先その
模範を示して頂きたいと思ひるのであ
ります。
尙許可、認可といふようなものを
きただけ撤廃して、地方財政自主權の
確立のために、地方税法に定めたとこ
ろの許可權は、事情の許す限り撤廃す
べきでないと考へます。又許可の行政
廳も、事務の迅速處理を圖るため、で
きるだけ單一化いたしまして、共管と
いうような考へ方は止めて頂きたいと
思ひます。
以上のような諸點について、この際
國會におきまして、速やかに根本策
を立てますように、政府を鞭撻して
頂いて、そうして一日も早くそれが實
行に移るよう願ひたいと思ひます。
終りに、今回の地方自治法改正案の
中で、修正を要すべき點として次に申
上げますれば、今回政府提案の地方自
治法改正案は、細部の技術的な點を除
いては概ね適當であると思ひます。併
し概括的に見て、地方自治の確立とい
う問題は、頗るむずかしい問題であ
ります。民主政治と議決機關、特に
議決機關の尊重といふことは、十分に
考へた上で申上げるのであります。が、
それでも尙且つ地方自治體の最後の責
任者といふのは知事であるといふよう
な考へ方から、いまだ執行機關の地
位の強化といふことについて御配慮
を願ひたいのであります。

尙地方公共團體の長の選挙又は決選
投票において、立候補届出期間經過
後、選挙の期日の前日までに、候補者
が死亡し又は候補者たることを辭した
るために候補者が一人となつた場合、
そういうときは選挙の期日を五日延期

し、更に補充立候補届出を許し選挙を
行はしめるといふことは、その延長期
間が短い點からいたしまして、實際
無意味なことでありまして、豫期する
ごとく結果を得られないと思ひます。
ただ却つて選挙戦を混亂させるもので
あると思ひますので、この改正はい
かがかと考へるのであります。

次に、議會に豫算の増額修正の權限
のあることを明記することは、地方自
治法における議會と長との關係が、す
でに議會優越的傾向にある際に、一層
議會と長との關係を混亂させ、地方行
政の運営に支障を來すものではないか
と心配するのであります。
以上、誠に規定以外のことを申し上げ
まして、皆様のお耳を汚しました。皆
率直に私の所見を述べまして、皆様
の御高配を頂きたいと思ひ、次第であ
ります。

○委員長(吉川末次郎君) 尙、各證人
に對する質問は、すべての證人の證言
が終りましたあとでいたして賣ること
にしたいと思ひます。
次に全國都道府縣議會議長會の代
表といたしまして、東京都議會議長石
原永明君にお願いいたします。
○證人(石原永明君) 私は只今委員長
から申されたごとく、都道府縣議會代
表の資格を以て證言をいたします。關
係上、主として議會方面から今回の修
正についての意見を述べさせていただきます
といふことになるのであります。

私は先ず第一に、この修正原案につ
きまして、選挙人の資格問題について
一言申述べたいと思ひます。今度の修
正案には、選挙期日を基準にして、年
齡並びに住居の資格を決定いたしてお
ります。が、私は更に一步を進めて、

三

住居の制限を撤廃して頂きたい。生活の中心である住居をその選挙区に持ちたる以上は、六ヶ月の期間経過したものと、又経過しないものとの間の心理状態、或いは愛郷とか土地の執着といふ點において更に變りがないばかりでなく、一定の年限以上の者に性別の區別なく選挙権を與えた趣旨を徹底せしめる上からも、この期間の制限は撤廃する方がよろしいではないか、こゝういふ考え方を持つておるものであります。かくいたしますと、選挙名簿の確定とがいろいろ資格の確定の問題について、困難な事情が起り得ると思ひますが、併しそれは技術上の問題で、いかうにも解決のつく道が他にあると存じますから、この期間の撤廃は是非この際断行して頂きたい。

第二に申上げたのは、只今神奈川縣知事の内山さんからちよつと述べられた御意見とは、いささか反對の見解を持つております。それは知事の権限擴大といふことも必要であります、知事の権限を擴大するために議会の権限を縮小せねばならぬという方法を取ることとは、これは断じて許されないと申ひます。そこで私は現行法の百十二條に「普通地方公共團體の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議會に議案を提出することができ、但し、歳入歳出豫算については、この限りでない。」という規定があります。この前段の文意によりまして、長と同じ分量の議案権を與えられておるのであります。而してこの議案権を與えて置きなから、苟くも議案として議會に提出する以上は、必らずや豫算が伴わなければ意味をなさないのであります。さうでありますから、最

後の但書に「歳入歳出豫算についてはこの限りでない」といふやうなことでほかにしてありますが、今回の改正案につきましては、豫算の總額修正案を認めるが、併し長の歳入歳出豫算の提出の権限を侵すことができないといふことになつておつて、この間の意味が甚だ曖昧模糊としてゐる。私はさうでありませんから、これは執行機關が歳入歳出豫算を出して、その歳入豫算のうちの増減といふことは、議會の権限で變更することができるといふやうに明確にして頂きたい。かくすることによつて、初めてこの百十二條の議決すべき議會の議決事件が長と同じ分量の議案権によつて審議することができ得るということになるのであります。て、議員から提出いたしました議案が、執行機關から提出いたしました議案よりも緊急必要である場合には、この執行機關の提出いたしました議案を創制したとして、議員提出の議案を成立せしめることができるやうに明確にして頂かなければならぬと思ひます。この點については、遺憾ながら都道府縣知事代表の御意見と相違いたしますが、これは現行法百十二條の前段の規定を活用する。折角これまで進んだ法律ができておりますから、これを活用し、是非を以て民主化し得るといふ意味で、是非を以て民主化し得るといふことになつておる。

その外に現行法の定例会と臨時會の區別がありまして、これ又おかしな規定で、普通地方公共團體の議會は、定例会及び臨時會とする。定例会は、毎年六回以上これを招集しなければならぬ。といふことになつております

が、併し六回以上で、最少限度は六回であるが、それ以上は毎日でも開けるといふことになつておる。こゝ申すと極端であります、とにかく毎月でも、月二回でも開くことができればよいになつておる。ところで、然らば臨時會なるものはどういふことなんだ、こゝういふ疑問が起つて来るのであります。この疑問の解決をしようといふ場合には、使かに議員の四分の一以上の者から會議に付議すべき事件を示して、臨時會の招集を長がした場合にこゝに初めて臨時會となるので、定例会と臨時會の區別は、議員四分の一以上の者の請求したものを臨時會、さういふものでないものが定例会といふならば、それだけのことでこの區別が起つてゐるやうであります。これは議員の招集請求権といふものは四分の一でよいのですが、わざわざ臨時會にする必要はない。臨時會と定例会の區別は、使かに臨時會の場合にはその事件のみについて議案することができるといふのであります。これはこゝういふことをしなくても、殊更に分らない規定を設けてしなくても、ただ單に必要がある場合には何時でも招集し、會議を開くことができるというやうに簡單明瞭に訂正をして頂きたいと思ひるのであります。

それから會議の結果を知事並びに内務大臣に報告する規定がございます。これは或る程内務大臣は今度なくなるやうで、地方自治委員會といふものが、恐らくこの地方自治委員會は内務大臣と同じ権限を持つた行政機關であると思ひのであります。併しこれは内務大臣に報告するといふことは昔

からの舊思想の觀念に囚われたことではないかと思ひのであります。自治體の獨立を強化して新自治法を制定された以上は、昔の觀念であるところの内務大臣の監督指揮を受けるという關係の下に制定されたこの報告といふようなものは先づ削除して、政府みずから、委員會みずから一つこれを創つて頂きたいといふことをお願いするのであります。

最後に、普通地方公共團體の議會でよく議案の決議をいたしました、その議案の財源を起債に求める場合が澤山にある。さういふ場合には監督主官行政廳の許可を受けなければならぬといふことになつておつたのであります。が、今度當分のうち」といふことになつております。が、當分のうち」といふ曖昧模糊の文句は一年も當分のうちなら百年も當分のうちです。これはどうも意味が甚だ明瞭を缺くと思ひます。から、この際當分のうち」といふことは廢して、主管行政廳の許可を必要としないのだ、自治體みずから必要とする仕事の起債は何ら制限も監督も認可も許可も要せず、直ちに實行ができるやうに改正して頂きたい。

こゝういふことであります。すでに私の申上げましたことは主として議會というところを中心にして申上げましたから、從つて執行機關の御意見とは多少相違する點があるかも知れません。併し今度のこの改正の趣旨から申しますと議會が主になつておらなければならぬ。帝國議會でも地方自治體の議會でもやはりこの議會を中心にして主としてやらなければならぬ。その現われの一部として現行法の十三條にも「日本國民たる普通地方公共團體の住

民は、この法律の定めるところにより、その屬する普通地方公共團體の議員、一云々と第一番に書いてあります。その次に「長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、こゝういふ工合に順次書いてあります。議會の議員といふことがこの新自治法の下におきましては首位に置くべきはずでありますから、どうぞ私の申上げたことで或いは執行機關の意見と相違することが今後起るかも知れません。併し併しこの法律の趣旨から行きますと、今度の新制度の上から行きますと、議會が中心であるといふ前提觀念の下に、委員各位におかれましては御検討賜わらんことをお願いいたします。して私の發言を終ります。

○委員長(吉川末次郎君) 次は市長會代表鹽釜市長櫻井展治君

○鹽釜市長櫻井展治君 この度地方制度改革に関する御意見を伺つたので、聊か私の意見を述べたいと思ひます。

風に議者の指摘するところでありました。自治團體がみ。るのでございまして、直接市の責任に。この我が國の地方公共團體の事務と場合、當然今月配給を受けるところの

が伴わなければ意味をなさないのであ
ります。さうでありますから、最

年六回以上これを招集しなければなら
ない。」ということになつております

と思ふのであります。併しこれ
は内務大臣に報告するということは昔

われの一部として現行法の十三條にも
「日本國民たる普通地方公共團體の住

府縣の區域が減少し失し、地方行政の
單位として不適當である」といふことは

夙に識者の指摘するところでありまし
て、今日では一つの輿論と考へられて
おるのでございます。然るにこれが容
易に實現されないのは、府縣民の納得
を得るに足る具體案の得難いこと、
機關が熟していないということにある
のでございます。折角國會に治安及び
地方制度委員會があり、且つ内務省に
も地方制度調査會があるのでありま
すからして、用意周到な調査研究の上、
たとへば数年を要しましても府縣統合の
具體案を作成し、これを世論に開いて
實現に努力したいのでございます。

次に市町村の廢置分合の件でござい
ますが、現行法においては關係市町村
議會の決議を要することと規定してあ
りまして、關係議會におきましてはそ
の市町村民の意思を十分尊重して決議
するものでありまして、その決定の許
可權を内務大臣が有することについて
は決して地方公共團體を壓制するもの
でないと思ふのでございます。この度
の改正案を見るに地方自治委員會が内
務大臣に代つて決定することになつて
おるのでございまして、地方自治委員
會はいかにして構成されるのかまだ分
りませんが、地方自治委員會と關係市
町村議會の對立抗争を惹起するがごと
きことがあつては、自治制の上に誠に
遺憾なるが故に、これは現行法通りを
可とするものと思ふのでございます。

次に我が國の地方自治團體の特色
は、自治事務の範圍が極めて狭小且つ
貧弱で、反對に國家事務とされてい
るものが甚だ多いことであるのでござ
います。例えば市町村長は、市町村住民
の日常生活に最も關係の深い食料及び
燃料の生産や配給等についても、全く
國の手足としてその末端事務を遂行す
るばかりでございまして、自治團體がみ
ずからの責任において、住民の生活を
確保する餘地は殆んどないと稱しても
敢えて過言ではないのであります。例
えば食料問題にいたしましても、米の
配給は先ず縣から定められておるの
でございまして、これは直接地方公
共團體がこれを取扱つておるのではな
く、食糧調査會がこれを取扱つておるの
でございまして、ところが、當國は自己
の負擔を成るだけ軽減するために、例
えば割當されたところの土地から町村
に運ぶ場合におきまして、自動車料
金であるとか或いは馬車の料金である
とか、そういうものが非常に公定價格
より高いことは事實であります。それ
らの不便によりまして、折角配給され
たところの、割當を受けたところの物
を與えられた期間の中に運ぶことがで
き得ない。又運ぼうともしない。かよ
うな場合が澤山あるものであります。
そういう場合におきましては、市民に
配給するところの米が選別になつた
り、或いは又配給になつたところの例
がしばしばあるものでございまして、か
かる場合におきましては、市にいたし
ましては何かの資金を以ちましてこ
れを運搬し、そして營團に補助をし
て、そして運んでおるといつたよう
な現状なのでございます。又燃料等に
おいてもさうでございまして、割當で
られたところの燃料を運搬するために
は相當の經費が掛かるのでございまし
て、燃料の組合がそれを負擔し切れな
い場合があるのであります。さうな
場合におきましては、いつでも市がこ
れに向いまして何かの方法によりま
して、負擔を市みずから背負つて市民
に配給する。かようなふうになつてお

るのでございまして、直接市の責任に
おいてこれをやつていないのに拘わ
らず、經費は多分にこれを出さなけれ
ばならぬというやうな事になつてお
るのでございまして。これは決して食糧
の面ばかりではなく、他のあらゆる行
政面においてさういふ例が澤山あるの
であります。例えば教育方面におきま
してもさういふことが見られるので
ございまして。御承知の通り新制中學、小
學校、これらの教員の俸給は國家の負
担なのでございまして、然るに、學校或
いは學校の設立というものは地方公共
團體の負擔が非常に多いのでございま
す。然るに市にはないものであります。
全部これは市にはないものであります。
而も内申書すらもないのでございま
す。御承知の通り地方公共團體はその
所によりまして、いろ／＼の特色があ
るのであります。決して一律ではな
いのであります。でありますからし
て、教育面におきましてもいづゆる地
方の特色を重んじ、地方の特性に鑑
みまして、教員の任免に當りましては
その内申書を地方に持たして貰いた
い、かように思ふのでございまして。只
今の現状におきましては市町村は過重
な國家事務の負擔に喘ぐのみでござ
いまして、自治は國家事務によつて壓殺
されておるといふやうな状態にあるの
でございまして。これが自治行政不振の
根本理由であります。又民主的精神
を根柢に培うことが不可能な所以であ
つて、かくのごとき事態を放置するこ
とは、地方自治法制定の精神に反する
のみならず、高邁な民主政治を理想と
する新憲法は、根のない浮草のごとく
國民から全く遊離した存在となる虞れ
があるものであります。

この我が國の地方公共團體の事務と
國の事務の關係は、我が國と英米とは
全く逆になつておると伺つておりま
す。地方的の事務はすべて地方自治團體
の事務とし、國家事務は政府の組織で
あるとか、外交であるとか、税制その
他の存在を確保し、國民全體の福祉を
増進するために國が直接擔當、處理す
べきことを必要とするべき事務に限定すべ
きであります。この方が却つて事を合
理的に且つ經濟的に處理する所以であ
ると思ふのでございまして。従つて我々
は健全なる國家體制を樹立すると共
に、その地方自治を確立するため、こ
の際國家事務と自治事務との間に根本
的な再檢討を加へ、國家事務はこれ
が最大、且つ緊急の要務であると信ず
る者でございまして。

次に地方出先機關の統合の問題で
ございまして。地方出先機關の統合は、單
に地方自治權の擁護という見地からば
かりではない。國民の生活上の便宜か
ら考へても、即刻整理統合は斷行すべ
きものと思ふのでございまして。私は私
の地方の例を一言申し上げたいと思ふ
のでございまして。私の市は東北におけ
る水産港として有名な所なのでございま
す。が、漁業者に配給するところの
重油のリンク制の配給につきましてこ
れを見ますならば、最近はこの油の
配給は農林省の出先機關が直接これを
取扱つておるのでございまして。いかに
してこれを取扱うかと申しますれば、
例えば今月の油の配給量は十月の魚の
水揚げ量に對して、配給を受けた油を
以ちまして今月の油の配給量としてお
るのでございまして。でありますから
、前月の水揚げ量が非常に少かつた

場合、當然今月配給を受けるところの
油の量が少くなるのであります。然る
に今月が非常に量が多い場合におきま
しては、ここに油の不足を來すのであ
ります。その際におきましてはいろ／＼
な手續を履まして油を要求するので
あります。その間に非常な時日が
経過したしまして遂に漁期を逸するの
であります。御承知の通り漁期は或る
期間漁がありまするけれども、その期
間を過ぎますれば、潮流の關係或いは
温度の關係で魚族はいなくなるのであ
ります。その大切なところの期間を
遂に失してしまふのであります。さ
うなことで水産食糧という面から見
ても、實に重大なる點でございまし
て、さういふことはよろしく地方の公
共團體に委任して、さうしてそれを監
督して、十分生産をさせるようにしな
ければならぬと思ふのでございまして。
最近の地方官吏の数は概ね昨年末の約
二倍に達する状況でございまして、行
政の能率を國家財政の窮乏の實情から
考へても、これを斷行するの機を逸す
べきではないと思ふのであります。國
家事務と自治事務との關係に根本的な
再檢討を加えて、地方出先機關は是非
とも府縣その他適當の地方公共團體に
統合すべきものと思ふのでございま
す。

次に市長と市會とは憲法上住民の直
接選舉に基く機關であり、兩者の關係
は、國會と内閣總理大臣との關係とは
全く異つておるのでございまして。即ち
市長も住民の選舉によつてなつたもの
でございまして。又市會議員もその住民
の選舉によつてなつたものでございま
して、その位置は全く對等なものなの
でございまして、これは實に今度の改

正の大きい二大機關であるのでござい
ます。然るに地方自治法は議會尊重、
議會中心主義に餘りに偏り過ぎては
おられないかと思つてございします。そ
のため市政の運営が相當困難を免れな
い場合があるのでございします。従つて
市長の権限を更に強化して、違法決議
や、豫算の不當なる修正等に對して、
もつと有効に對抗し得る權限を市長に
附與して貰いたいののでございします。今
回の改正案中の豫算増額修正點に關す
る規定のごときは、徒らに自治行政を
混亂に導く虞れが少くないのでありま
す。例えば市會において、往々にして
感情の上からして、市長に反感を持つ
て市政運行を困難ならしむところの
例を見るのであります。これを防止す
るためには、市長に對し更に一
段の強力なる權限を附與するべきもの
と思つてございします。

次に選挙に關する法規の件でござい
ますが、選挙に關する法規は、國民が
政治に參與するといふ精神を徹底せし
むることが最も大切であつて、この點
より見るときは、選挙に關する法規を
餘りに複雑ならしめることは、むしろ
地方民をして選挙を敬遠し、その結果
逆効果を生じしむるの虞れがあると思
うのでございします。従つて選挙に關す
る規定はできるだけ簡明に、簡明化
し、これを一度公布したならば、重大
なる缺陷がない限りは、年々これを改
正を加えるがごときことは避くべきも
のと思つております。

次に選挙人名簿は速かに永久登録制
のカード式の名簿を採用して貰いた
いのでございします。又選挙運動の費用の
制限は全くこれは無意義でありまし
て、むしろこれは廢止して費用の公開
をせしめて、それに止めたのでござ
います。

次に地方公共團體の協議會の制度
は、市長會、町村長會等の任意團體に
法的基礎を與へるものであり、我々は
大いに満足するところであり、將來更
にこの制度の擴充に努むべ
きものでございまして、今回の改正案
は實情に即し、我々の大なる賛意を表
するところでございします。

以上意見を述べた次第であります。
○委員長(吉川末次郎君) 次は市議會
議長代表横濱市議長小澤二郎君
○議員(小澤二郎君) 地方自治法が實
施せられてから僅かの期間であり
ます。今日自治法の一部を改正する法
律案が提出されたといふことは私共感
謝に堪へないものでございします。從來
ならなか／＼面子和か或いは面目とい
うことに囚われて、善かれと思つてこ
とでもなか／＼改正などといふこと
は、我々が望んでおりまして、もなか
なから出た上りなやつて、本日ここ
にお取上げになつていらつしやるとい
ふことは私共喜んでおる次第でありま
す。

私市議會を代表する人間として拜見
いたしますれば、先程東京府の議長さ
んからお話がありましたこの改正案の
一部改正の内容を拜見いたしますと、
全面的に私共御支持申し上げたいと思
つております。併し現行法の百二條に
定例會及び臨時會といふことで、先程
東京都の議長からお話があつたよう
に、何とか毎年六回以上これを招集し
なければならぬといふやうなことが
あり、臨時會との境目が、非常に取扱
つておるものとすると煩雜なやうな妙
な關係がありますので、これは改正さ
れる法律の中にはないやうであります
が、この點は一つ委員會でもこの
點に御留意を願ひまして、言わずも
がなだとおつしやる方もあるかと存
じます。若しできれば、この點は
一つ簡單にして頂いた方がいゝので
はないかと思ひます。

その他におきましては、私共三十四
條の代理投票のことであり、私共
の方の石河市長から多分お話がある
と思ひます。私共は申し上げません。全
面的に全く結構だといふことを申し上げ
ます。願くはこの際、各方面からお
招きを受けまして、本日皆さんにお出
になつておるのでありますから、こ
の方々の御意見を何分にも採入れられ
まして、よりよき地方自治法の制定
を、私共からお祈りしまして責を盡か
せて頂きたいと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 町村長の代
理である全國町村會の事務局長の松村
茂夫君。

○議員(松井茂夫君) 全國町村會とい
たしましては、町村自治の運営上のこ
とにつきましては幾多の問題があるの
であります。本日のこの問題とし
ては、地方自治法の改正法律案に
對する意見を申し上げます。この改正案
と思ひますので、ここに極めて簡単に
全國町村會の意見を申し上げます。

全國町村會といたしましては、今回
提案になつておる地方自治法の
改正法律案は原則的に賛成をいたして
おります。ただ強いて申し上げますが、
極めて小さなことではあります。法
案の第三百條にありますが、地方公共
團體の協議會の副會長が二人以内とい
ふ案になつておりますが、現在できて
おります都道府縣の町村協議會の副
會長は三名となつておる縣が數縣あり
ます。これを今この法律によつて一人
減すといふことは非常に困難な問題に
なつておりますので、二人以内とあり
ますのを三人以内と修正願ひたいと思
ひます。

尚その規定におきまして、會長及び
副會長の選挙を毎年一回することに
なつておりますが、これは大體現在の
町村協議會の規約からしますと大體
二年の任期になつておるものが多
いのであります。事實會長、副會長の在任
期間といふものを二年ぐらゐのものを
は期間を置かないと、本當に腰が坐つ
て仕事ができないといふ嫌いがあるの
であります。一年では短過ぎる感
じがあります。會長及び副會長の選
挙、これが一つの政争の具に供せられ
るやうなことも案ぜられますから、少
くとも二年ぐらゐの任期に御修正願
へば結構だと思ひます。

その他は只今までのところ、會とい
たしましては原案に賛成を表明してお
るのであります。

○委員長(吉川末次郎君) それでは次
に町村協議會の代表、埼玉縣北足立郡
の町村協議會の議長であられる岡田徳
君を指名いたします。

○議員(岡田徳君) この度地方自治
法が改正せられるといふので、その原
案を見せられて、これに意見を述べ
たいといふことではあります。拜見いた
しますと、一貫して民意を尊重し、地方自
治の自主性、自立性といふものを強
化するといふやうに拜見いたしました
ので、私共地方自治の仕事に携わつて

おるものとしたしまして誠に有難く、
且つこの改正案については全面的に賛
意を表する者でございします。

ただ常々私共の考えておることとい
たしまして、私共地方の町村で實際面
に當つておる者といひますと、今日
の町村は非常に、これは市も國も同様
と存じます。財源に窮乏して、仕
事は非常に多くなつて來ておる。そ
して思うやうに事務員も使えないとい
ふやうな實情にありまして、或るべ
く仕事を簡明化して行きたいといふ
やうなことを常に考へておるのでござ
いします。この改正案を拜見いたしま
して、先程申し上げたやうな地方自治
の自主性、自立性を強化する、このや
うな點につきましては非常に有難く
考へておるのであります。なか／＼
この改正法が細かく行き届いており
ますので、仕事はますます多くなり
はせなか、こゝろを實に懸念してお
るのでございします。例えば第八十四條
を見ましても、但書が今度附け加えら
れるのでございします。これは無投票
の選挙に對する問題のやうでござい
ますが、本文の方で行きますと、一年
間は解職の請求ができない、こゝろ
に於いておるのであります。ところが、
無投票の選挙人は一年以内でも解職の
請求ができる、かやうなやうになつて
おりました。これは趣旨をいたしまし
ては結構なことではあるものでござい
ますが、例えばこゝろのことでも無投
票であつた場合には一月か二月でも解
職の請求ができる、こゝろのことにな
りますと、選挙が再三行われる。一
つ選挙するといふことは町村などとい
たしますと非常に大きな仕事になるの
で、かやうなことが一年も経たない中

第一は、まだ中央官廳の行政統制と

に、或いは二月か三月の中に又選挙だ
私共の勉強の場所として設備を十分に
ますので、これが代理投票となります
市が、そのために財政的な窮乏を更に

制限は全くこれは無意味でありまして、むしろこれは廢止して費用の公開

つておるものとすると煩雜なような妙な關係がありますので、これは改正さ

極めて小さなことではありまするが、法案の第三百條にありますが、地方公共

化するといふように拜見いたしましたし、私共地方自治體の仕事に携わつて

たしますと非常に大きな仕事になるので、かようなことが一年も経たない中

に、或いは二月か三月の中に又選舉だといふようなことになるのじやないか、このようなことを慮れるのであります。この文案の趣旨をいたしましては結構と存じまするが、こゝういふような點については特に御留意を願いたいと思ひます。末端の事務を扱つておる者といふと、或るべく仕事は簡單に行かれるようにして頂きたいと考へる者でございます。

それから尙私共の町村などといったしますと、この九十六條の第八號でございますが、こゝには「公共的團體」は以前にはただ單に「團體」とございましたが、それが「公共的團體」と、かように改正せられるようございまするが、公共的といふのはどういふに解釋していいか、いづれこゝういふことについて、或いはあとから何か指示があるかと存じまするが、こゝういふ法文の解釋などは成るべく明確にして置いて頂きますと、地方の實際の取扱者といたしますと非常にまごつくといふようなことがあり勝ちなのでござい

す。それから先程も申し上げましたように、非常に財政等も窮乏いたして居るのでございしますから、そゝういふ點については特に御配慮を願いたいと存じまするが、この百條の第六項に、町村にも圖書館を設ける、こゝういふことが今度追加せられるようございしまするが、こゝにも「政府は、予算の範圍内において、こゝう言つておるのでございしまするが、この圖書館を設けるといふことは結構でございますが、できるだけの豫算を取つて頂いて、できるだけ町村の圖書館を立派なものに、完全なものにさして頂きますして、そゝうして

私共の勉強の場所として設備を十分にさして頂きたいといふようなことを考へておりますのでございします。

その他例へば財政といふような面から見ましても、この二百二十條には、「國が普通地方公共團體の財産又は營造物を使用するときは、國庫においてその使用料を負担しなければならぬ」と、こゝうございしまするが、直ぐあ

とに但書で、「議會の同意があつた場合は、この限りでない。」こゝう消しておるのでございしまするが、かような町村の財政を考へますれば、國家はもうこれは拂うべきものだ、いつそこゝう簡單に決めて頂いたらいいじやないか、かようなふう存じます。

大體私といたしますれば、今回の改正については非常に結構なことと存じて、全面的な賛意を表するものでございします。

○委員長(吉川末次郎君) それでは丁度お昼でありますので、あと二人の證言を午後延まして、尙質問も午後續行したいと思ひます。

○證人(石河京市君) 私は二分が三分ですが、どうですか午前中におやり下すつたら……

○委員長(吉川末次郎君) それでは御希望があるようでありますから、五大都市の市長の代表として、横濱市長石河京市君を指名いたします。

○證人(石河京市君) 證言を求められた事項については、五大都市の側では概ね賛成であります。ただ三十四條の代理投票の點で、これは小さいことかも知れませんが、非常に趣旨は結構であります。從來この不在投票の形でやつておつたのであります。かゝる複雑な手續上の問題もあつたりいたし

ますので、これが代理投票となりまして、更に事務上の煩雜さが増して来るのではないかと思ふのであります。この點に對しては、今度會議の方の承認を得ることになるやうであります。この點に對しては、今度會議の方の承認を得ることになるやうであります。この點に對しては、今度會議の方の承認を得ることになるやうであります。

それから出先機關の問題であります。出先機關は非常にこれは地方で迷惑いたして居ることあります。この點に對しては、今度會議の方の承認を得ることになるやうであります。この點に對しては、今度會議の方の承認を得ることになるやうであります。

大體地方自治法に關する簡單な意見であります。以上でございます。全體的には賛成を申し上げることができると考へております。

この際、この案と關係は極めて薄いのではあります。特に委員會の方で御考慮を煩したいことがあるのであります。それは今度地方に縣から非常な權限が委譲されます。委譲されるものが大變多いやうであります。この委譲に伴う一番心配いたしますものは財政的處置であります。この點に對しては、特に權限を委譲せられました都

市が、そのために財政的な窮乏を更に増すといふようなことのないやうな、特別な御配慮を頂きたいといふことを特にこの機會にお願ひを申し上げて私の發言を終ります。

○委員長(吉川末次郎君) それでは一時休憩いたします。午後は一時から再開いたします。

午後一時三十分開會
○委員長(吉川末次郎君) 午前に引續きまして議事を再開いたします。學識経験者の代表をいたしまして、財團法人東京市政調査會の吉山眞禎君を指名いたします。

○證人(吉山眞禎君) 私吉山でございます。私共の組織しております財團法人東京市政調査會は過去二十六年の歴史を持つておりますので、それ以來地方自治につきましても中正不偏な見地からいろいろ都市問題を調査研究して参つております。この度證人として御召請を得ましたことは誠に感激に堪へない次第であるのであります。

私共は、この地方自治法が使命とするところは、先ず憲法の精神に則つて、戦時中彼の地方行政簡素化と申しますが、そゝういふ線に副つていろいろ地方自治が畸型化されておるといふことをこの際認識を新たにしまして、そゝうして地方自治といふものを本然の姿に回復するといふことが、この際我々の目的とせなければならぬと固く信ずる次第であります。然らば現在のこの地方自治法がこれらの要請に應じておるかと思ひます。なかく、そゝうして行つていないのであります。その點は大體五點あると思ひます。

第一は、まだ中央官廳の行政統制といふものが地方自治を著しく阻んでおる。地方自治の領域を侵して居る。この點が第一點である。それから第二點は地方團體の財政源といふものが未だに獨立していない。そゝうして事實上に國家といふものがいつも地方財政を犠牲にして居る。その忍従、犠牲を強いて居るという點であります。それから第三點は、國家から地方に委譲されるべき權限といふものは大部分まだ國家に保留されておるといふことが第三點であります。第四點は、いたしましては、現在の地方自治法の構成といふものが、果してこれが本格的な地方制度であるや否やといふことについて相當疑問を有するのであります。いろいろこの點について後刻申し上げたいと思ひますが、第五點は、いたしましては地方制度の全體の構成、内部構成と申しますか、その構成について或いは人事の點であるとか、或いは内部の各區制、或いは特別市制と申しますか、そゝういふ點に至りますといふと、まだ解決すべき點を残しておると思ひます。

先ず第一點の行政官廳の地方自治を阻んでおる、この點を極く簡単に一例を取つて申しますならば、先程もお説が出ましたが、例へば地方商工局と申しますか、そゝういふ出先機關といふものが、どのくらい地方自治の領域を侵して居るかといふことは、これは丁度御案内のごとく、各地に商工局があつて、そゝうして戦時中より一切の統制をやつております。それに對する資材の配給といふものが含まれておる。その資材の配給といふものは、未だにすべてこの地方商工局がやつておるのであります。そのことは地方の商行政

というものを非常に阻害しておるといふことはつきりしてゐる問題である。御案内のごとく日本のこの中小工業といふものは戦前において、その六割といふものは、中小工業者の生産の平均の六割といふものは外國は輸出されておつたのであります。今後日本の將來を立て直すためには、この中小工業の生産に依存しなければならぬものが相當多いと考えます。然るに拘わらず、地方、道府縣知事或いは市町村長の各位は、これに對して何らの権能も持つていない。いかに中小工業を振興すべきやといふことになりまして、いと、主要資材の何一點もその統制力を持つていない。權限を持つていない。これでどうして日本の今後の産業を振興し、貿易を振興することができましようか。丁度地方の各位は浮いておる、こゝ言つていいのであります。これは勿論戦時中いろいろ資材の面において統制を要することがあり、その他策的に、重點的にいろいろ考えなければならぬこともあつたであらうし、今日に至りまして、こゝういふことを繼續するといふことは、いかに地方分權と申しまして、その實のないことを現わしておるのであります。これは將來ともに十分お考えにならなければならぬと思つ次第でございます。それからその外いろいろ、こゝういふ事例はありますけれども、この中小工業振興の一點をお取りになつても、今後いかにこの出先機關の整理といふことが、緊急であるかといふことを實證し得られると信じます。

それから第二點の財政源がない。獨立の財政源を得ていない。地方が獨立の財政源を得ていないといふことは、こ

れは先程も述べになつたように存じておりますが、例えば、これを一例を取りますれば、今日各都市における住宅の問題、庶民の住宅の問題は皆條非常に御心勞のことと考えられます。御案内のごとく戦争によつて日本の九十一都市といふものは爆撃を受けて、そして相當なる被害を受けておりまして、それから又百十五の町村、市を含めての數であります。それが相當の被害を受けておる。そして大體平均被害率を申しますか、それは五三%の被害を受けておるのであります。これを將來いかに復興するかといふことは、これは地方の當事者各位の非常な御苦心と私共は信じております。これを復興せしむる財源といふものは果してどこに求めるのでありましようか。いろいろこれに對して私共は調査研究を重ねてはおりますが、假りに東京都の例を取つて見ましても、東京都は今後大體七八萬戸くらいの住宅を建設しなければ、到底この現状を克服することとは困難であります。それに要する金額と申しますのは大體千四百九十億といふふうな計算であります。これを假りに十五年によつて實行いたしますにしても、年々相當の費用を要することには明らかなこととあります。これらの財源を今の現状の財政組織で以てどういふような建前で復興するかといふことに思ひ及びますならば、非常に私共は危惧に堪えないのであります。有力なる財源といふものは、國家に取つて入場税一つをこれを都市のために返すといふことは、まだ、他日の問題であらうと思つてあります。こゝういふようなことをいろいろ考へて参りますといふと、都市復興或いは地方の復

興、都道府縣の復興といふことは容易ならざることを信じております。こゝういふときに當つて我々の考へべきことは、財政權を獨立させるということ、要するに地方と國との財源の調整をどういふふうに考へ、そして有力なる財源を國より地方に渡すといふことであるのであります。私はこゝういふふうな調整問題以上に考へなければならぬ、それは何であるかと申しますと、丁度國の税を地方で取つて、そしてすべての税は地方においてこれを收納し、そして國家に渡す、今までの租税の徴收方法を逆に行くとこゝういふ程度にまで考へなければ、到底地方は有力なる財源、財政權を得られない、こゝういふふうなことで私は考へておるのであります。

それから又、第四の地方自治制それ自體の構成といふようなことになつて参りますと、現在の地方自治法といふものは、選挙、或いは公共團體それ自體の議會の構成、或いは理事者の構成といふようなもので一連の法規になつておりますけれども、財政に關する點につきましても、地方自治法に何ら根本的の規定がないのであります。こゝういふこともやはり地方自治法の中に財政に關する根本規定を挿入して、そして一連の體制を整えなければ完全なる地方自治制とは申されないものであります。こゝういふようなこと、或いは議會と理事者との關係、その他についても、まだ、研究すべき餘地が残されておると思ひます。

それから又地方公共團體の法制上の内部のいろいろの問題は、全部現在の地方自治法によつて解決されておるとは決して申されないものであります。只今お説にも出ましたが、例えば附則第七條を申しますか、それにはやはりまだ若干の官吏といふ制度が残つておるのであります。

それから又東京都で申しますれば、東京都の都、各區、特別區の問題、これも完全に私共はその關係が調整されておるとは信じてないのであります。さういふふうな問題が残されておる。要するにこゝういふ問題を根本的に解決して、そして地方の自主權を確保することこそ、地方自治法の本來の使命である。こゝういふ本來の使命が徹底的に根本的に解決されないときに、こゝに僅か本年の五月の三日より施行されて、試験を経たことが七ヶ月であつたのであります。この七ヶ月の期間にしか過ぎないこの期間に、重大なるこゝういふ根本的問題が残されておるにも拘わらず、こゝにこの自治法の一部を改正するといふことは、いろいろの事情もありになることを思ふのであります。私共は早計の感に堪えないものがあります。何卒この點について十分この前提で一つ御審議をお願いしたいと存じます。併しなからこゝういふ前提はいろいろ申せば時間がかかりますので、要するに本日は證人としては、現に國會に提出されておりますところの地方自治法の改正部について御諮問と考へますので、その部分についていろいろ申上げたいと思ひます。

先ず第二十五條であります。第二十五條は同時選挙の原則を決めております。これは選挙を能率化し或いは棄權を防止するといふような上から見ますならば、一應肯定するべき制度と考へます。併しなから弊害は又これに

件つておると信じます。一人にして都道府縣或いは市町村の議員となる、或いは都で申せば區會議員、區長といふものに立候補できるということに相成るのであります。これはいろいろの點において選挙の實際を考へますと、去る四月選挙におきまして、或いは費用の點、或いは會場の點、或いは宣傳用諸印刷物の點について、自分が力を注ぐといふところの選挙に主力を注ぐといふようなことが、結果においていろいろの弊害を齎すのではないかと、そしてその結果、自分が情勢によつて有利なところにそれを持つて行く、そして他の立候補の點は棄にそのまゝそれでいいといふような結果になる、これはどうしても選挙の禁止の範圍を擴張し、それによつて解決して行くといふことが一應考へられるのであります。或いは名簿式といふような投票方法を新たに包含して、この弊害をなくするといふことに相成るのであります。これは實際選挙の禁止の範圍を擴張することによつて相當解決されると思ひますけれども、要するに振返つて同時選挙の利弊といふものをもう一度御研究願ひたいと存じます。これは御案内のごとく、政黨法案を今日御審議になつておるやうに何つておりますが、それとも又重大なる關係があると思ひます。彼此この際この點について御検討を願ひ必要があるのじやないかと考へます。

それから次に第八十四條であります。第八十四條の但書は、無投票によつて地方公共團體の長なり議員が選挙されたときには、一年未満においても解職の請求ができるという制度であります。而して第五十八條に但書を加え

あります。これは只今私が申上げま
これらの關係が、全くこの條項そのもの

立の財源を得ていない地方が獨立の財政源を得ていないといふことは、こ

ようなことをいふ／＼考へて参ります。地方自治法によつて解決されておるとは決して申されないのであります。只

するならば、一應肯定するべき制度と考へます。併しながら弊害は又これに

解職の請求ができるという制度であります。而して第五十八條に但書を加へ

これらの關係が、全くこの條項そのものでは出て来ないのであります。これらは參議院におきまして、十分に當局との御検討を具體的に相願いたいと思ふのであります。

てそういうことにすることは、一面五十五條によつて一般の選挙によつて當選された人と、無投票によつて當選された人と、待遇を異にして處理するといふことに、若干の疑問を持つておるのであります。元來無投票の當選制度といふ問題は、一定数以上の候補者がなく、事實上多数決法によることのできないといふ場合に、これに代る補充方法として消極的に選挙人の一致の意思といふものを擬制するのでありますから、その結果といふものは、消極的ではありますけれども、法律上は同一の立場によつてその職を得たのであります。でありますから、當選したその人に、假りに無投票でありまして、何らの差がないと思ふのであります。然るに拘らず、ここに突然として無投票當選者は一年以内においても解職の請求ができると相成りますと、甚だ法律上、實際上當を得ない優勢の差を附するといふことに相成ると思ふのであります。これは一つこの際御審議を相願いたいと思ふのであります。いわんや今度この法案におきましては、五十三條と六十五條と二つを御改正になつて、そして立候補者が期日までに一人となつた場合は、五日間を延して、そして選挙の間際までに徹底的に多数の人口の立候補を促しておるのであります。そういう法令を一方に改正しつつ、一人となつた場合に當選した者、無投票の場合には一年以内でも解職することができ、こゝに優勢の差を附することは、どうも五十三條、六十五條の改正の點から考へましても平仄が合はぬように私共考へるのであります。どうぞこゝに點も

民主主義に反しないという意味を十分にお考へになつて、一つ御検討を相願いたいと思ふのであります。それから第九十七條に一項をお加へになつて、議會は歳入歳出の豫算については増額して、これを議決することの妨げない。但し、普通地方公共團體の長の歳入歳出豫算の提出の權限を侵すことのできない。これも先づ御説が出ましたやうであります。が、どうも増額修正の議決を法律上認めるといふことは、これはどうもいふ／＼從來とも行われておつたやうにも考へるもので、突然のことではないと思ひます。併しながらいふ／＼外國の立法令その他を調べましても、増額の修正を許すといふことは、例えばニューヨークの制度を見ましても、これは認めていない。例えばニューヨーク市制の百二十四條の二項に、法律により決定若しくは議決した金額又は收税若しくは市債の利率、若しくは元金を除くの外、市會は市理事會により採用せられた豫算における項目の費額を削減することを得る、その項目を追加し、若しくはその金額を増し、又はその明記せる名稱を説明若しくは條件を變更することを不得ない。こゝういふことが明記されております。豫算の増額の修正といふことは、但書の末項にありますが、公共團體の長と議會との間にいろいろの問題が生ずるではないかと思ふのであります。これを置きまします結果は、この規定にもあります通り、百七十六條或いは百七十七條の關係を生じて、いふ／＼の紛議を醸す種になるんじやないかと思ふのであります。そして一般の市のお役人共は、大體豫算の内容とが意識とか限界といふもの

については、まだ十分の認識があまりにならん、淺いものであるやうに私は考へておるのであります。それで考へますから、これらの關係も十分にお考へ下されまして、若し本條の改正を認容せられる場合におきましては、所轄行政廳、今度申しますと自治委員會會になりまして、そこらあたりでこの解釋例といふものを一定して、そして紛議の醸成をなくするといふやうな點についても、御配慮を合せてお願いしたいと思ふのであります。それから第百條を改正して、議會の調査研究機能を充實するといふことは、非常に結構なことだと思ひます。大都市とか或いは市とか町とかいふものにつましましては非常にいいのでありますけれども、村といふことになりますと、圖書室を置くといふやうな大きな組織をいふ／＼心配はいたしますけれども、極めていい制度であります。先づこゝういふところから出發されることは結構と思ひます。ただその百條の第七項に都道府縣はその出版物、公報その他を都道府縣の議會に送れといふことではありますけれども、これはやはり情報の交換を十分にしたい、そして相互啓蒙の實を擧げるためには、都道府縣に對しても市の印刷物を相互交換するといふやうなことをお加へになつて然るべきじやないか。非常に結構なことだ、こゝういふことが確たることだ、いふ／＼都市の一般の氣分が、調査研究といふ科學的な取扱ひに進むことを私共は念願しておる次第であります。それから、合せてこゝういふやうなことも考へて願ひたいと思ふ次第であります。

ありますが、これは只今私が申し上げました通り、中央の出先機關の整理その他に關する御改正であります。併しながらこの改正につきまして、先づ想ひ起すことは、地方制度調査會の會での御研究といふものがどの程度に實現せられるかといふことが、具體的にその方向なりその機關の解釋或いは側振りといふものを拜察しなければ、これに對する意見を申上げることは困難であります。例えば戦災復興院の出張所といふやうなもの、それから又只今申しました地方制度調査會において御審議になつておる御答申になつておるうちの財務局の地方部とか、或いは税務署、或いは地方商工局、或いは臨時農地事務局、營林局、地方物價事務局、或いは地方專賣局、土木出張所、地方經濟安定局、陸海軍病院であつたものが今國立病院になつておるもの措置、公共職業安定所、勞働基準局、資料調整事務所、作物報告事務所、海運局、こゝういつたやうなものが會ての地方制度調査會におきまして府縣の所管に移譲すべしといふ御決定になつて、その部分が段々こゝういふ方向に向つておるやうに承知しておりますが、又逆にこれを當然と國に移したといふことも聞いております。只今も申しましたこれらの行政機關といふものが、今度のこの條項によつて百條の第三項によりまして、それが都道府縣知事の指揮監督になつて來るといふ御解釋でしょうか。或いは第四項によりまして、それは國會の承認を得なければできないといふことで、新たにこれらの機關が國會の議に掛かるといふことに相成るのでありますやうか。こ

それから又第五項に司法行政及び懲戒機關といふやうなことを表現されておりますが、その司法行政の中には、先に司法行政調査會によつて、司法行政の中の登記に關すること、戸籍に關すること、公證に關すること、すべて都道府縣に移譲すべしといふことに御決定になつておる。今日第五項に、司法行政は國に保留すると、こゝういふことがありますが、それは先に行政調査會において決定せられた公證に關すること、戸籍に關すること、司法行政は地方に移すこととして、司法行政は單なる司法に關する人事その他の地方直接の行政のみが國に保留されておるのであるかどうかといふやうなことはつきりしないのであります。それから又行政調査會は、先に陸海軍病院であつた中のもので現に國立病院になつておるものを、これを府縣に移すといふやうに御決定になつておるやうに承知しております。こゝでは國立病院及び醫療施設を單にあつて、こゝういふ内容がどういふものが國に保留され、こゝういふ行政調査會の決定によりまして陸海軍病院で現に國立病院であるものは、府縣に移すのだといふことがつきりしてない。これらは十分御明確にされて御審議を願ひたいと希望するのであります。要するに只今申し上げましたいふ／＼の機關はこれはすべて都道府縣若しくは市に歸屬して、そして自治の綜合行政の實を擧げることが、勿論當然な

第二部 治安及び地方制度委員會會議第十六号 昭和二十二年十一月十三日【參議院】

民民主義に反しないという意味を十分にお考へになつて、一つ御検討を相願いたいと思ふのであります。それから第九十七條に一項をお加へになつて、議會は歳入歳出の豫算については増額して、これを議決することの妨げない。但し、普通地方公共團體の長の歳入歳出豫算の提出の權限を侵すことのできない。これも先づ御説が出ましたやうであります。が、どうも増額修正の議決を法律上認めるといふことは、これはどうもいふ／＼從來とも行われておつたやうにも考へるもので、突然のことではないと思ひます。併しながらいふ／＼外國の立法令その他を調べましても、増額の修正を許すといふことは、例えばニューヨークの制度を見ましても、これは認めていない。例えばニューヨーク市制の百二十四條の二項に、法律により決定若しくは議決した金額又は收税若しくは市債の利率、若しくは元金を除くの外、市會は市理事會により採用せられた豫算における項目の費額を削減することを得る、その項目を追加し、若しくはその金額を増し、又はその明記せる名稱を説明若しくは條件を變更することを不得ない。こゝういふことが明記されております。豫算の増額の修正といふことは、但書の末項にありますが、公共團體の長と議會との間にいろいろの問題が生ずるではないかと思ふのであります。これを置きまします結果は、この規定にもあります通り、百七十六條或いは百七十七條の關係を生じて、いふ／＼の紛議を醸す種になるんじやないかと思ふのであります。そして一般の市のお役人共は、大體豫算の内容とが意識とか限界といふもの

については、まだ十分の認識があまりにならん、淺いものであるやうに私は考へておるのであります。それで考へますから、これらの關係も十分にお考へ下されまして、若し本條の改正を認容せられる場合におきましては、所轄行政廳、今度申しますと自治委員會會になりまして、そこらあたりでこの解釋例といふものを一定して、そして紛議の醸成をなくするといふやうな點についても、御配慮を合せてお願いしたいと思ふのであります。それから第百條を改正して、議會の調査研究機能を充實するといふことは、非常に結構なことだと思ひます。大都市とか或いは市とか町とかいふものにつましましては非常にいいのでありますけれども、村といふことになりますと、圖書室を置くといふやうな大きな組織をいふ／＼心配はいたしますけれども、極めていい制度であります。先づこゝういふところから出發されることは結構と思ひます。ただその百條の第七項に都道府縣はその出版物、公報その他を都道府縣の議會に送れといふことではありますけれども、これはやはり情報の交換を十分にしたい、そして相互啓蒙の實を擧げるためには、都道府縣に對しても市の印刷物を相互交換するといふやうなことをお加へになつて然るべきじやないか。非常に結構なことだ、こゝういふことが確たることだ、いふ／＼都市の一般の氣分が、調査研究といふ科學的な取扱ひに進むことを私共は念願しておる次第であります。それから、合せてこゝういふやうなことも考へて願ひたいと思ふ次第であります。

ありますが、これは只今私が申し上げました通り、中央の出先機關の整理その他に關する御改正であります。併しながらこの改正につきまして、先づ想ひ起すことは、地方制度調査會の會での御研究といふものがどの程度に實現せられるかといふことが、具體的にその方向なりその機關の解釋或いは側振りといふものを拜察しなければ、これに對する意見を申上げることは困難であります。例えば戦災復興院の出張所といふやうなもの、それから又只今申しました地方制度調査會において御審議になつておる御答申になつておるうちの財務局の地方部とか、或いは税務署、或いは地方商工局、或いは臨時農地事務局、營林局、地方物價事務局、或いは地方專賣局、土木出張所、地方經濟安定局、陸海軍病院であつたものが今國立病院になつておるもの措置、公共職業安定所、勞働基準局、資料調整事務所、作物報告事務所、海運局、こゝういつたやうなものが會ての地方制度調査會におきまして府縣の所管に移譲すべしといふ御決定になつて、その部分が段々こゝういふ方向に向つておるやうに承知しておりますが、又逆にこれを當然と國に移したといふことも聞いております。只今も申しましたこれらの行政機關といふものが、今度のこの條項によつて百條の第三項によりまして、それが都道府縣知事の指揮監督になつて來るといふ御解釋でしょうか。或いは第四項によりまして、それは國會の承認を得なければできないといふことで、新たにこれらの機關が國會の議に掛かるといふことに相成るのでありますやうか。こ

それから又第五項に司法行政及び懲戒機關といふやうなことを表現されておりますが、その司法行政の中には、先に司法行政調査會によつて、司法行政の中の登記に關すること、戸籍に關すること、公證に關すること、すべて都道府縣に移譲すべしといふことに御決定になつておる。今日第五項に、司法行政は國に保留すると、こゝういふことがありますが、それは先に行政調査會において決定せられた公證に關すること、戸籍に關すること、司法行政は地方に移すこととして、司法行政は單なる司法に關する人事その他の地方直接の行政のみが國に保留されておるのであるかどうかといふやうなことはつきりしないのであります。それから又行政調査會は、先に陸海軍病院であつた中のもので現に國立病院になつておるものを、これを府縣に移すといふやうに御決定になつておるやうに承知しております。こゝでは國立病院及び醫療施設を單にあつて、こゝういふ内容がどういふものが國に保留され、こゝういふ行政調査會の決定によりまして陸海軍病院で現に國立病院であるものは、府縣に移すのだといふことがつきりしてない。これらは十分御明確にされて御審議を願ひたいと希望するのであります。要するに只今申し上げましたいふ／＼の機關はこれはすべて都道府縣若しくは市に歸屬して、そして自治の綜合行政の實を擧げることが、勿論當然な

るよりなま話をありますので、石原君に對する御質問を特に先にして貰いた

70

つづあります警察法というようなのは、相當突つ込んで中央が從來持つておりました権限を府縣なり市町村に委譲して行く格好になつておりますが、その他のいろいろの行政の部門におきましては、依然として明治時代或いは大正時代に作られた諸法令、諸制度の下に、依然として新憲法にも行政が行われておるのであります、もつと中央政府から府縣に委譲し、或いは府縣から更に市町村に委譲する、新しい地方自治法の角度からそういう國全體の行政事務の配分を考へて行かなければならぬ、こういうふうに考へておるのであります。そういうふうにして、こういう範圍のものは國がやり、こういう範圍のものは府縣がやり、こういう範圍のものは市町村がやり、こういうことにならなければ、出先機關の關係もおのずから、國がやらなければならぬものについては、そのように出先機關も或いは設けなければならぬと思ひます。それから現在國がやつておりますもの、或いは出先機關がやつておりますものでも、これを府縣にやらせ、市町村にやらせる、こういう根本的な解決ができませんならば、當然に出先機關などはその方に吸収される、こういうことにならぬと思ひます。やがて出先機關の整理統合を考へますと同時に、更に突き進んで全體の國の制度につきまして、むしろ新たにそういう自治法の角度からの再検討が必要でないか、これはやや個人的の意見を混えておりますが、そういうふうにか考へておる次第であります。

それから百五十六條の第五項の地方行政機關という中には戸籍事務というやうなものも含めて考へておるか、こ

ういうお尋ねだそうであります、この地方行政と申しますのは、正にそのやうな、戸籍事務或いは登記事務を行う機關、現在のやういふものは一應豫定して考へておるわけでありませう。國立の病院の中には陸海軍から移管になりました病院を含んでおるかというお尋ねでございますが、これは正にそのやうな病院をこゝでは豫定をいたしておる次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 尙諸人に對する委員の方々の御質疑はございせんか。

○岡本榮祐君 吉山さんの御意見は非常に有益に拜聴いたしました。そこで最後にお話のあつた二百二十六條の改正、それについて今度外の諸人の方々に御意見を承りたいのですが、この「普通地方公共團體は、地方債を起すについては、所轄行政廳の許可を必要としない。」という原則を貫いて、但書の當分の間はやはり許可を要するというのを除いてしまつて、その代りにニューヨークとかその他のアメリカの例を採つて、起債の基準を設ける――なかに面白い御意見と存じますが、その點について何かそれとや困る、非常な障害があるというやうな御意見の方があつたら御願ひを願ひたい。又經濟白書の義務としての、地方公共團體の長の義務としての年々の發表、こういうことについても非常に工合が悪い、そういうことは實際にできないというやうな御議論の方がおありになれば一つお聴かせを願つて置きたい、こ

ういうふうに思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) どうかた證人のお方の間からお意見をお述べ願ひたいと思ひますが……

○證人(内山岩太郎君) 只今の御質問でございますが、そう深く研究したわけでもありませんが、お答え申し上げます。財政その他に關する報告書を出すやうらしい。これは誠に結構なことでありまして、これが若し全國で例へば都道府縣が一様にそれを大體の日限を決めて、例へば就任したのが四月でありますから、その期を切りまして、毎一年ごとにやういふものを出すということになりますと、全國の地方財政の在り方がほぼ明瞭になつて来るのでありまして、これは中央政府にも、又議會の方々にも、又一般の國民にも、非常に有益なことであらうと思われま

す。又地方の長としてもそれは可能のことでありまして、大體に結構なことでありまして、併しながら先程お話をいたしましたやうに、各四半期毎にそれを出すとやうなことになるやうなものと、これは餘りに複雑でありまして、なか／＼地方財政と雖もそんなに簡単に四半期ごとに區切りのつくものではないと思ひます。先ず出すならば毎年一年ごとというのが適當でないかと思ひます。その他の行政の部面につきましても、大體それが適當じやないかと思ひます。

それから地方債の問題につきましても、これは正に私共も起債の枠は貰つたけれども、それを現物化するに非常に困難を來し非常に困つたことでありまして、打開策は何とかなければならぬといふことは、私共ばかりでなしに、すべての都道府縣の長並びに自治團體のすべてが困つておるものと思ひます。併しながらこれを自由にしようて各市町村が全部自由に飛出したのでは、これは又日本の財政というも

のもやはり國の財政として立ち行かないけれども、從つてやはり國の財法を編めるところの中央政府が、それに對して統制をとつて行くとか、或いは日本銀行がやるか、或いは特殊の機關を設けてやるかは別といたしまして、當然統制をとらなければならぬことは明らかであります。併しながら現在のやうに非常にむづかしい起債を、議論して漸くその起債の枠を貰つた、然るに今度はいよいよ起債の枠を貰つたが、尙これを現物化することができないといふことは非常に不合理であります、もともと起債を許すときは、中央で十分研究した上で、これを許すべきものは許し、内容においても又量においてもよろしい、許すといふことで決めたのでありますから、やうした以上は、これはもう自由といふことでなければ何の統制の意味も分らん。從つて先ず私の考へることは、できるだけ統制はとつてほしい。併しながら統制をとつて一過作を與れたならば、それが現實化せられるやうに特殊の金融機構を作らせる、こういうことであります。

○鈴木直人君 内山さんに一つ伺ひます。地方の出先機關を廢止或いは大幅に縣知事に委譲する、委任するといふことになりましたと、各中央行政官廳においては、全國的に計畫をいたしておるものが、府縣のプロット制によつて打ち破られて、やうして國全體から見たと、本當に目的とするところの國の行政ができないうことが憂へられておるといふことが、出先機關を出しておるといふことが、非常に強主張のように聞いております。これに對してあなたの御意見のやうに大幅に縣知

事に委譲してしまふという場合に、縣知事としては、その中央官廳の考へておるところの、憂えておるところのものをどういふふうにして解決されるのですか、それを一つ……

○證人(内山岩太郎君) これは御尤もなる御意見でありまして、大體中央の出先官廳を、先般來澤山作りましたときには、地方にプロットができて、知事の公選も行われ、その結果若し實際に放任するならば、恐らく地方プロットができてしまつてどうにも動きがとれないだらうという考への下に、中央の出先機關ができたものと思われま

すけれども、それは一方から見れば、或る一つの杞憂には違ひありませんけれども、むしろ一方から見れば、それを口實として作られたかの感が多いのであります。固より全國的な問題であるにしても全國的に統一した方がいいという機關もいろいろあります。併しながら縣の中で縣の者が當然實行し得る、又しておつたところのものを、特に中央から出先機關が行つてそれをやらなければならぬという理由は全然ないのであります。例へば作物の検査をするといふことも、誰が一體この作物を検査するかといへば、それは結局その地方の民衆であり、地方の官廳である。單にそれを外から行つて、分らない人が行つて自分が検査するんだというだけの話でありまして、そのときに人の手足を借り、又事務所を借り、すべてその土地の人を使つてやうな結果になるのであります。その場合は正しく同じことを二人でやつておるといふことにはせんか。或る場合においては餘計なことをするとい

中國でも相當詳しいものを調べ、試

ておるのであります。どうぞその結果

全國町村會

い、又地方自治の眞義を推進する

行政機關といふ中には戸籍事務といふやうなものも含めて考えておるか、こ

人のお方の間からお意見を述べ願ひたいと思ひますが……

いふて各市町村が全部自由に飛出したのでは、これは又日本の財政というも

のように聞いております。これに對してあなたの御意見のように大幅に縣知

るといふことにはせんか。或る場合においては餘計なことをするといふ

ことにもなるのであります。例えば先程お話のありました重油を配給するのに、わざ／＼中央から行つて配給する、こゝういふようなことも、地方の者であればこそ、その土地の事情がよく分りまして、この會社がどれだけの程度に働いておるか、又その個人がどれだけの信用があるといふようなことがよく分つて配給ができるのであります。が、わざ／＼中央から出て行つてお役人が検査してやるというやうなことになる、手間も掛かるし、仕事が多くなる行かないすべてが二重になり三重になるというやうなことになるので、おのずから中央から出て行つてやる必要はなく、又地方でやつて完全に行く、又むしろその方がよいといふやうなことがあるのであります。特に今年の二、三月から四、五月に掛けてできたところの事務所のごときものは、大部分は出なくてよろしいし、或いは多分地方が悪いことをするの、あつたといふやうな考えからできたところのもの、私共はこの出先機關について、中央はどこまでも全國の共通なやうな理想的な案或いは具體案を作つて地方にこれを執行させる、執行の機關は中央である、併しながらこれを監督する、或いはこれに對して或る程度の査察を行うといふことは、これは中央でやつてもよろしいのでありますけれども、中央から出て来てやるというものは、あらゆる點において不合理であり、現在の状態においては、行政の面においての冗贅を徒らに殖やし、又物を混雜させる、こゝういふことになるのであります、この區別は從來私共の

仲間でも相當詳しいものを調べ、歡迎書の内容において提出してあります。極めてはつきりこれは止めた方がよいもの、相當研究の要のあるもの、又残していいものといふやうに相當はつきりしたものであるものであります。これは具體的に陳情の形において提出したものであるであります。○委員長(吉川末次郎君) 他に御質問ありませんか。御質問がなければこれで議事を終りたいと思ひますが、會を開けるに當りまして、一言今日御出席を願ひました諸議員の方々に御挨拶申上げたいと思ひます。それ／＼御多用の間をお割き下さいまして、我々が今國會に提案されております地方自治法の改正案を中心としまして、地方制度の審議をいたしますに臨みまして、いろ／＼有益なる御意見を下さいましたことを深く感謝いたしたいと思ひます。新憲法の所期の民主主義は、現實的には地方行政を通じてのなければ、これを實現し得ないのが極めて多いと考えておるのであります。我々新國會におきましては、御承知のように制度上、地方制度、治安、地方行政等に關しましては、參事兩院におけるところの治安及び地方制度委員會が、實際上それを決定するところの大きい力を持つておると考えておるのであります。我々の方からも、不斷に地方の自治體と連絡を取りまして、我々の考えを纏めて行く上においてのいろ／＼な御意見を承つたり、又參考資料を提供して頂いたり、我々の職務といたしてありますことをば完遂するのについての御協同、御援助を願わなければならぬと思つ

ておるのであります。どうぞその意味におきまして、今後とも皆様方たちのために、又我々のために、日本國政の民主化、日本地方行政の民主化といふことの目的のために、不斷に協力して頂くことをこの機會にお願ひいたしたいと思ひます。長時間、公務御多忙の間をお割き下さいまして、大變有難うございました。厚く御禮申上げます。これを以て散會いたします。午後二時三十一分散會 出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
鈴木 直人君
委員 羽生 三七君
濱田 寅藏君
村尾 重雄君
奥 主一郎君
大隅 憲二君
黒川 武雄君
岡田 善久治君
青山 正一君
岡本 愛祐君
岡元 義人君
小野 哲君
駒井 藤平君
阿竹齊次郎君
説明員 内務事務官 鈴木 俊一君
(地方局行政課長)
證人 神奈川縣知事 内山岩太郎君
東京都議會議長 石原 英明君
宮城縣議會市長 櫻井 辰治君
横濱市議會議長 小澤 二郎君

●全國町村會 松村 茂夫君
埼玉縣北足立郡廣町議會議長 岡田 德輔君
横濱市長 石河 京市君
東京都市政調査理事 吉山 眞掉君
十一月十一日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、警察法案(豫第七十九號)
警察法案
警察法目次
第一章 總則
第二章 國家地方警察
第一節 國家公安委員會
第二節 國家公安委員會の事務部局
第三節 都道府縣公安委員會
第四節 都道府縣國家地方警察
第三章 自治體警察
第一節 總則
第二節 市町村公安委員會
第三節 市町村警察
第四節 特別區に關する特例
第四章 國家地方警察及び自治體警察並びに自治警察相互間の關係
第五章 管轄區域外における權限行使
第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識
第七章 國家非常事態の特別措置
第八章 雜則
附則
別表
警察法
國民のために人間の自由の理想を保障する日本國憲法の精神に従

い、又地方自治の眞義を推進する、觀點から國會は、秩序を維持し、法令の執行を強化し、個人と社會の責任の自覺を通じて人間の尊嚴を最高度に確保し、個人の權利を保護するために、國民に屬する民主的權威の組織を確立する目的を以て、ここにこの警察法を制定する。

第一章 總則
第一條 警察は、國民の生命、身體及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその職務とする。

警察の活動は、嚴格に前項の職務の範圍に限られるべきものであつて、いやくも日本國憲法の保障する個人の自由及び權利の干渉にわたる等その權能を濫用することとなつてはならない。

第二條 この法律において行政官理とは、警察職員の人事及び警察の組織並びに推算に關する一切の事項に係るものをいう。

この法律において運営管理とは、左に掲げる事項に係るものをいう。

一 公共の秩序の維持
二 生命及び財産の保護
三 犯罪の預防及び鎮壓
四 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕
五 交通の取締
六 逮捕狀、勾留狀の執行その他裁判所、裁判官又は檢察官の命する事務で法律をもつて定めらるもの

第三條 この法律に従うすべての職員が行ふ職務の宣誓は、日本國憲

法及び法律を擁護し支持する義務に關する事項をその内容に含むべきものとする。

第二章 國家地方警察

第一節 國家公安委員會

第四條 内閣總理大臣の所轄の下に、國家公安委員會及び定員三萬人を超えない國家地方警察隊を置く。

その經費は、國庫の負擔とする。

國家公安委員會は、左に掲げる事務を掌る。

一 警察通信施設（自治體警察の本部から管下の下部組織に通ずるものを除く。）の維持管理に關する事項但し、國家地方警察及び他の自治體警察との連絡のために、自治體警察はこれを利用することが出来る。

二 犯罪鑑識施設の維持管理に關する事項

三 警察教養施設の維持管理に關する事項

四 その他國家地方警察の行政管理に關する事項

五 犯罪鑑識及び犯罪統計に關する事項

六 國家非常事態に對處するための警察の統計計畫の立案及び實施に關する事項

七 皇宮警察の管理に關する事項並びに當該機關の要求のあつた場合において、東京都内における國會、

内閣、各省、總理廳を含む。）、會計検査院及び最高裁判所の使用する建物及び施設の警備に關する事項

第五條 國家公安委員會は、五人の委員を以て、これを組織する。

委員は、警察職員又は官公廳における職業的公務員（昭和二十年九月二日以後において公選され又は公選若しくは國會、その兩院若しくはその一院又は地方議會の選舉若しくは議決によつて選任された者を除く。）の前歴のない者の中から、兩議院の同意を経て、内閣總理大臣が、これを任命する。

委員の任命について、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

左の各號の一に該當する者は、委員となることが出来ない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復讐を得ない者

二 禁錮以上の刑に處せられた者

三 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を組織し、又はこれに加入した者

委員の任命については、その中の三人以上が、同一政黨に屬する者となることがなつてはならない。

第六條 國家公務員法第三章第七節の規定は、委員に、これを準用する。

委員は、政黨その他の政治的團體の役員となることができない。

第七條 委員の任期は、五年とする。但し、補缺の委員は、前任者の

の殘任期間に在任する。

委員は、これを再任することが出来る。

第八條 委員は、第五條第四項各號の一に該當するに至つた場合において、當然退職するものとする。

内閣總理大臣は、委員が心身の故障のため職務執行ができないと認める場合には委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、兩議院の同意を経て、これを罷免することが出来る。

内閣總理大臣は、兩議院の同意を経て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員中何人も所屬してゐなかつた同一の政黨に新に三人以上の委員が所屬するに至つた場合、これらの者の中二人を超え

る員數の委員

二 委員中一人が既に所屬してゐる政黨に新に二人以上の委員が所屬するに至つた場合、これらの者の中一人を超え

る員數の委員

第五條第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

内閣總理大臣は、委員中二人が既に所屬してゐる政黨に新に所屬した委員をただちに罷免する。

第二項、第三項及び前項の場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることがない。

とする但し、これを再任することが出来る。

委員は、國家公安委員會の職務を總理する。

第二節 國家公安委員會の事務局

第十一條 國家公安委員會の權限に屬する事項に關する事務を處理せしめたるため、國家公安委員會に、その事務局として國家地方警察本部を置く。

第十二條 國家地方警察本部に、長官を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基き、國家公安委員會が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 長官は、國家公安委員會の指揮監督を受け、國家地方警察本部の事務を掌理する。

第十四條 國家地方警察本部に總務部、警務部及び刑事部を含む五以上の部を置く。

國家地方警察本部に警察大學校を附置する。

警察大學校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあつたときは自治體警察の新任及び現在の警察職員を訓練する。

第十五條 國家地方警察本部に、國家公安委員會の定めるところにより、次長一人、部長五人以内及びその他所屬の所屬職員及び機關を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

ち、警察管區ごとに、國家地方警察の地方事務局として警察管區本部を設置し、國家地方警察本部の事務を分掌させる。

警察管區の區域及び名稱並びに警察管區本部の位置及び名稱は、別表による。

第十七條 警察管區本部に、國家公安委員會の定めるところにより、本部長その他所屬の職員及び機關を置く。その組織は、國家地方警察本部の例による。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八條 警察管區本部長は、國家地方警察本部長官の指揮監督を受け、警察管區本部の事務を處理し、その管轄區域内の都道府縣國家地方警察の行政的調整及びその均齊を圖る。

警察管區本部長及び都道府縣公安委員會は、緊密な連絡を保ち、警察に關する事項について適當に協力する。

第十九條 各警察管區本部に管區警察學校を附置する。

管區警察學校は、國家地方警察の新任及び現在の警察職員及び要求のあつたときは自治體警察の新任及び現在の警察職員を訓練する。

管區警察學校及び警察大學校は、國家地方警察がこれを維持し運営する。

第三節 都道府縣公安委員會

第二十條 都道府縣知事の所轄の下

で、これを定める。

で、これを定める。

で、これを定める。

で、これを定める。

で、これを定める。

で、これを定める。

事項。但し、補缺の委員は、前任者
選任する。委員長の任期は、一年
第十條 全國を六警察管區に分
第二十條 都道府縣知事の所轄の下

に、都道府縣公安委員會を置く。

都道府縣公安委員會は、都道府
縣國家地方警察の運営管理を行
う。

第二十一條 都道府縣公安委員會
は、三人の委員を以て、これを組
織する。

委員は、その都道府縣の議會の
議員の被選舉權を有する者で警察
職員又は官公廳における職業的公
務員（昭和二十年九月二日以後に
おいて公選され、又は公選若しく
は國會議、その兩院若しくはその一
院又は地方議會の選舉若しくは議
決によつて選任せられた者を除
く。）の推薦のない者の中から、
都道府縣知事が、都道府縣の議會
の同意を経て、これを任命する。
左の各號の一に該當する者は、
委員となることができない。

一 破産者で復讐を得ない者
二 禁錮以上の刑に處せられた者
三 日本國憲法施行の日以後にお
いて、日本國憲法又はその下に
成立した政府を暴力で破壊する
ことを主張する政黨その他の團體
を組織し、又はこれに加入し
た者

委員の任命については、その中
二人以上が、同一政黨に屬する者
となることができない。

第二十二條 委員は、都道府縣、特
別區若しくは市町村の議會の議員
又は有給吏員を兼ね、又は政黨そ
の他の政治的團體の役員となるこ
とができない。

前項の外、委員の職務に關する
事項は、國家公務員法第三章第七
節の規定に準じ、都道府縣規則

で、これを定める。

第二十三條 委員の任期は、三年と
する。但し、補缺の委員は、前任
者の任期期間に在任する。

委員は、これを再任することが
できる。

第二十四條 委員は、左の各號の一
に該當する場合においては、當然
退職するものとする。

一 第二十一條第三項各號の一に
該當するに至つた場合

二 當該都道府縣の議會の議員の
被選舉權を有する者でなくなつ
た場合

委員が心身の故障のため職務の
執行ができないと認められる場合又は
委員に職務上の義務違反その他委
員たるに不適しい非行があると認
める場合においては、都道府縣知
事は、都道府縣の議會の同意を経
て、これを罷免することができ
る。

委員の中、二人以上が同一政黨
に屬することとなつた場合におい
ては、これらの者の中、一人以外
の者は、都道府縣知事が、都道府
縣の議會の同意を経て、これを罷
免する。但し、都道府縣知事は、
委員中一人が既に所屬している政
黨に新に所屬するに至つた委員を
ただちに罷免する。

前二項の場合を除く外、委員は
その意に反して罷免されることが
ない。

第二十五條 都道府縣は、委員に報
酬を支給し、委員が職務を行うた
めに要する費用の辨償をしなけれ
ばならない。

前項の報酬及び費用について

は、地方自治法第二百三條第三項
及び第二百六條の規定による。

第二十六條 都道府縣公安委員會に
委員長を置き、委員の互選によ
り、これを選任する。委員長の任
期は、一年とする。但し、これを
再任することができない。

委員長は、都道府縣公安委員會
の職務を總理する。

第四節 都道府縣國家地方
警察

第二十七條 都道府縣國家地方警察
は、その都道府縣の區域（自治體
警察の管轄に屬する區域を除く。）
内において第二條第二項に定める
事務を行う。

第二十八條 各都府縣に、一の國家
地方警察都府縣本部とその都府縣
廳所在地に置く。北海道には、下
部行政區劃により十四以内の國家
地方警察の本部を置く。その本部
の一は、北海道廳所在地に置く。

都府縣廳國家地方警察の管轄に
屬する區域を警察區に分け、警察
區毎に警察署を置く。

警察區の區域並びに警察署の位
置、名稱及び管轄區域は、國家地
方警察がこれを定める。

警察署の下部機構として、派出
所又は駐在所を置く。

第二十九條 都道府縣國家地方警察
と市町村警察との連絡及び國家地
方警察の所掌に屬する警察通信施
設の維持管理に當らしめるため、
必要の地に都道府縣國家地方警察
の支所を置く。

第三十條 都道府縣國家地方警察本
部の長（以下都道府縣警察長とい
う。）は、國家公務員法の規定に

基き、警察管區本部長が國家地方
警察本部長官の同意を経てこれを
任命し、一定の事由により罷免さ
れる。

第三十一條 都道府縣警察長は、都
道府縣公安委員會の運営管理に服
し、警察管區本部長の行政官に
服するものとする。

第三十二條 都道府縣警察長は、そ
の都道府縣の區域内にある國家地
方警察の所掌に屬する警察通信施
設を管理する。

第三十三條 都道府縣國家地方警察
本部に所屬の部課（犯罪鑑識及び
犯罪統計に關する機構を含む。）
を置く。

第三十四條 都道府縣國家地方警察
に都道府縣警察學校を附置する。
都道府縣警察學校は、國家地方
警察の新任及び現任の警察職員及
び要求のあつたときは自治體警察
の新任及び現任の警察職員を訓練
する。

第三十五條 都道府縣國家地方警察
に、警察長の外、警視、警部、警
部補、巡查部長及び巡查たる警察
官その他所屬の職員を置く。

警察官の階級は、警察長、警
視、警部、警部補、巡查部長及び
巡查とする。

警察官は、上官の指揮監督を受
け、警察の事務を掌る。

第三十六條 前條第一項に規定する
職員は、國家公務員法の規定に基
き、都道府縣警察長がこれを任命
し、一定の事由により罷免する。

但し、基礎的な警察訓練の過程を
經ない者は、これを國家地方警察
の勤務につけることができない。

警察官の宣誓、教育訓練、禮式
及び服制について必要な事項は、
國家公安委員會がこれを定める。

第三十七條 警察署長は、警視又は
警部を以てこれにあてゐる。

警察署長は、都道府縣警察長の
指揮監督を受け、その管轄區域内
における警察事務を執行し、警察
署の職員を指揮監督する。

第三十八條 支所長は、警部又は警
部補を以てこれにあてゐる。

支所長は、都道府縣警察長の指
揮監督を受け、第二十九條に規定
する事務を執行し、支所の職員を
指揮監督する。

第三十九條 都道府縣國家地方警察
の機關及び職員に關する細目的事
項は、國家公安委員會がこれを定
める。

第三章 自治體警察
第一節 總則
第四十條 市及び人口五千以上の市
街の町村以下市町村という。）
は、その區域内において警察を維
持し、法律及び秩序の執行の責に
任ずる。

前項に規定する市街の町村は、
官報に告示した最近の國勢調査の
人口に從ひ、政令を以てこれを告
示する。

第四十一條 市町村警察は、第二條
第二項に掲げた事項に關するすべ
での職務を行う。

第四十二條 自治體警察に要する経
費は、當該市町村の負擔とする。
第二節 市町村公安委員會
第四十三條 市町村長の所轄の下に
市町村公安委員會を置き、その市
町村の區域内における警察を管理

せしめる。

第四十四條 市町村公安委員會の組織及び運営並びにその委員の資格、任命、兼職禁止、服務、任期、退職、罷免、報酬及び費用辨償については、第二十一條乃至第二十六條の規定を準用する。但し、都道府県とあるは市町村と、都道府県知事とあるは市町村長と、都道府県規則とあるは市町村規則と読み替へるものとする。

第三節 市町村警察

第四十五條 市町村は、一又は二以上の警察署を置く。

二以上の警察署を置く場合には、市町村警察の本部を置く。

警察署の位置、名稱及び管轄區域並びに市町村警察本部の設置及び組織は、市町村公安委員會がこれを定める。

第四十六條 市町村警察に、警察長及びこの法律の規定に従い、有効に警察事務を行うに必要且つ適當な階級の警察吏員を置く。

前項の市町村警察吏員には、第三十五條第三項の規定を準用する。

市町村警察吏員の定員は、地方的要求に応じてその市町村がこれを決定するが、九萬五千人を超えてはならない。但し、地方自治財政が確立するまでは、市町村の警察吏員の定員は、政令の定める基準によるものとする。この基準は、市町村の人口に應じ並びに有效な警察事務の執行及び警察の管理、監督に必要な警察吏員の階級に應じて定める。この基準は、又市町村の人口に應じ、有効に警察

事務を行うに必要な専門家、技術者、書記及び雇傭人の數及び種類を明示する。九萬五千人の全員の配分の調整は、地方自治財政が確立した後においては、國會の定める法律によつてのみ行う。

第四十七條 市町村警察長は、條例に従い、市町村公安委員會がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第四十八條 市町村警察長は、公安委員會の承認を得てその市町村警察職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村警察長は、これらの職員を指揮監督する。

第四十九條 警察長は、警部補以上の警察吏員を以てこれに充てる。

警察長は、上司の指揮監督を受けて、管轄區域内における警察事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第五十條 警察職員は、給與、服務その他の事項は、國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。

市町村警察職員は、教育訓練、禮式及び服制は、第三十六條第二項の規定により、國家公安委員會の定めるところに則り、市町村規則でこれを定める。但し、制服は、國家地方警察の制服と明確に區別されるものとする。

第四節 特別區に関する特別

第五十一條 特別區の存する區域においては、特別區が連合してその區域内における警察の責に任ずる。

第五十二條 前條の特別區には、都知事の所轄の下に市町村公安委員會に相當する特別區公安委員會を置き、その委員は、都知事が、都の議會の同意を経てこれを任命する。

第五十三條 前二條に規定するものの外、特別區の存する區域における自治體警察については、特別地の存する區域を以て一の市とみなし、市町村警察に關する規定を準用する。

第四章 國家地方警察及び自治體警察並びに自治體警察相互間の關係

第五十四條 市町村警察は、國家地方警察の運営管理又は行政管轄に關することはない。これらの警察は、相互に協力する義務を負う。

第五十五條 都道府縣國家地方警察の警察官は、市町村公安委員會から援助の要求があつた場合は當該市町村の區域において、援助の要求をした市町村公安委員會の運営管理の下に、その職權を行うことができる。

第五十六條 都道府縣警察長は、都道府縣内の市町村警察長と、緊密な連絡を保たなければならない。

第五章 管轄區域外における

第五十七條 國家地方警察及び市町村警察は、その都道府縣國家地方警察又は市町村警察の管轄に屬する區域の境界外五百米以内の地域における犯罪については、その地域内において職權を行う。

第五十八條 國家地方警察及び市町村警察は、その管轄區域（その境界外五百米以内の地域を含む。以下本條中これに同じ。）内に行われた犯罪行為又はその管轄區域内に始まり、若しくはその管轄區域内に及んだ犯罪行為の個々の場合について、その職權、捜査又は被疑者の逮捕のため、その管轄區域外にも職權を及ぼすことができる。

第五十九條 國家地方警察が市町村の區域内に施設を維持する場合及び市町村がその區域外において施設を維持する場合には、國家地方警察及び當該市町村警察は、相互にその施設について警察の職權を及ぼすものとする。

第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識

第六十條 市町村警察長は、國家公安委員會の定める形式及び方法により、犯罪統計並びに證據、寫眞、指紋、被疑者及び被逮捕者の人相書及び手口からなる犯罪鑑識に關する事項を、都道府縣警察長を通じて國家地方警察本部長官に報告しなければならない。

第六十一條 國家地方警察本部及び都道府縣國家地方警察本部に、犯罪鑑識に關する施設を置く。

第七章 國家非常事態の特別措置

第六十二條 國家非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があるとき、内閣總理大臣は、國家公安委員會の報告に基づき、全國又は一部の區域について國家非常事態の布告を發することができる。

前項の布告には、その區域、事態の概要及び布告の效力を發する日時を記載しなければならない。

第六十三條 前條に規定する國家非常事態の布告が發せられたときは、この法律の定めるところに基づき、内閣總理大臣によつて一時的に警察の統制が行われる。この場合において國家地方警察本部長官又は警察管區本部長は、布告に記載した區域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に對して必要な命令をなし、又は指揮をなすものとする。

第六十四條 内閣總理大臣は、國家非常事態の布告に記載した區域外の國家地方警察又は市町村警察に對して、警察官又は警察吏員の全部又は一部を、應援のため必要な區域に派遣することを命ずることができる。

前項の規定により、派遣された警察官及び警察吏員は、派遣の期間中派遣された區域においても職權を行うことができる。

第六十五條 第六十二條の規定により内閣總理大臣が發した國家非常事態の布告は、これを發した日から二十日以内に國會の承認を得なければならない。もしも衆議院が解散されているときは、日本國憲法第五十四條に規定する緊急集會による參議院の承認を求めなければならない。

前項に規定する期間内に、同項の規定により國家非常事態の布告が承認を得られなかつた又は承認の議決があつたときは、國家非常事態の布告は、將來にわたつてその效力を失う。

第六十六條 内閣總理大臣は、國家非常事態の布告を發した場合にお

非常事態の布告を發した場合にお

附則

第六條 國家地方警察の警察官の

國家地方警察に必要なのは、

規定が施行されるまでの間、警視

に應じて定むる。この警察は、又市町村の人口に應じ、有効に警察

區域内における警察の責に任ずる。

第五十八條 國家地方警察及び市町村警察は、その管轄區域（その境界

前項の告示には、その區域、事應の概要及び告示の效力を發する

の效力を失う。
第六十六條 内閣總理大臣は、國家

非常事變の告示を發した場合において、その必要がなくなつたと認めたときは、速かにその廢止の告示を發しなければならぬ。國會が命ずるときは、内閣總理大臣は廢止の告示をしなければならぬ。

前項の廢止の告示その他本法に規定する内閣總理大臣の職權の行使については、國家公安委員會は、内閣總理大臣に對し、常に必要の助言をしなければならぬ。

第八章 雜則

第六十七條 都道府縣公安委員會、市町村公安委員會及び警察官又は警察吏員と檢察官との關係は、別に法律の定めるところによる。

國家公安委員會は、檢察總長と常に緊密な連絡を保つものとする。

第六十八條 都道府縣國家地方警察の管轄に屬すべき區域と市町村警察の管轄に屬すべき區域に變更を生じた場合、又は一若しくは二以上の市町村警察の管轄に屬すべき區域が二以上の市町村警察の管轄に屬すべき區域に分れ、又は一の市町村警察の區域となつた場合においては、その變更を要することとなつた日から五十日以内に、その管轄の變更による措置が完了されなければならない。

前項の措置が完了されるまでの間は、その區域においては従前の警察に關する管轄によるものとする。同項後段の場合においては、二以上の區域の市町村長が協議して又は一の市町村長が従前の市町村長の職務を行う。

附則

第一條 この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

第二條 この法律施行後最初に任命する國家公安委員會の任期は、五人の内一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

前項に規定する各委員の任期は、當該委員會において、くじでこれを定める。

第三條 この法律施行後最初に任命する都道府縣公安委員會、市町村公安委員會の任期は、三人の中一人は一年、他の一人は二年、他の一人は三年とする。

前項に規定する各委員の任期は、各當該委員會において、くじでこれを定める。

第四條 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範圍内において、既に施行されたものとみなす。

前項の場合においては、國家公務員法による人事委員會の設置に至るまで、その職權は、同法附則第二條の例により、臨時人事委員會がこれを行う。

第五條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合その他時に必要がある場合においては、國家地方警察又は自治體警察の職員は、現在の法令により、夫々當該職員に相應する官吏又は吏員に必要な資格を有する者の中から、臨時に、これを任命することができ

第六條 國家地方警察の警察官吏の任免、給與、服務その他必要な事項に關しては、警察官吏に關する人事委員會規則が定められ、若しくは第三十六條第二項の規定による國家公安委員會の定めがなされるまでは、當分の間、なお従前の府縣警察官吏の例による。

第七條 この法律施行の際現に警察廳又は道府縣警察部に勤務する官吏が、引續き市町村警察の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤務するものとみなし、當分の間、これに恩給法の規定を準用する。

この法律施行の際現に警察廳又は道府縣警察部に勤務する都道府縣の職員が、引續き國家地方警察の職員となつた場合には、恩給法の適用については、その當該都道府縣の職員としての在職期間に、これを公務員としての在職期間に通算する。

第八條 市町村警察に要する費用は、地方自治財政が、確立される時まで、政令の定めるところにより、國庫及び都道府縣がこれを負擔する。

國家地方警察に要する費用は、前項のときまで國庫及び都道府縣の負擔とする。

國庫と當該都道府縣の警察費の負擔区分については、第一項のときまで従前の例による。

第九條 この法律施行の際又はこの法律施行後新たに市町村が警察の實に任ずることとなつた場合において、現に警察の用に供する國有財産又は國の所有に屬する物品で

國家地方警察に不必要なものは、市町村警察に必要な場合は、無償でこれを當該市町村に譲與するものとする。

第十條 この法律施行の際警察廳又は道府縣警察部の管理に屬する犯罪鑑識施設、警察通信施設及び救護施設は、國家地方警察がこれを維持管理する。但し、現在東京都港區愛宕町及び宮城內にある警察廳の訓練學校で將來東京都の特別區の警察に移管されるべきものを除く。

第十一條 町村の全部事務組合及び役場事務組合でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の規定の適用については、これを一の町村とみなす。

第十二條 行政執行法第一條及び第二條の當該行政官廳は、第三十七條又は第四十九條の警察署長とし、同法第三條乃至第五條の當該行政官廳及び同法第六條の行政官廳は、第三十七條及び第四十九條の警察署長を含むものとする。

第十三條 第四十條第一項の規定により市町村がその區域内における警察の實に任ずるのは、各市町村について、この法律中の自治體警察に關する規定の適用により市町村公安委員會が成立し、必要な警察吏員が任命せられた日よりとする。但し、その期日は、この法律の成立後九十日を超えてはならぬ。

第十四條 前條の規定によりその區域内における警察の實に任ずる市町村ができた場合においては、この法律中の國家地方警察に關する

規定が施行されるまでの間、警察廳又は道府縣警察部が國家地方警察としてその職務を行うものとする。

第十五條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「選舉管理委員會又は監査委員會」を「選舉管理委員會若しくは監査委員會又は市町村公安委員會の委員」に改める。

第二十一條第二項中「警察官吏」を「警察官」に改め、「收税官吏」の下に「並びに普通地方公共團體における公安委員會の委員及び警察吏員」を加える。

第八十六條第一項中「選舉管理委員會又は監査委員會」を「選舉管理委員會若しくは監査委員會又は市町村公安委員會の委員」に改める。

第八十八條第一項中「又は」を「」に改め、「收入税」の下に「又は市町村公安委員會の委員」を加える。

第二百一十一條中「及び監査委員會」を「、監査委員會及び市町村公安委員會の委員」に改める。

第二百二十五條中「又は監査委員會」を「若しくは監査委員會又は當該市町村の公安委員會」に改める。

第百七十三條第一項中、「教育吏員及び警察吏員を及び教育吏員」に改め、同條第五項を削る。
第二百七十七條中「第百四十五條」を「第百二十一條、第百四十五條」に改める。

附則第一條但書を削る。
附則第四條中「監視廳を除く。以下これに同じ。」を削る。
附則第七條を次のように改める。

第七條 削除
第十六條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第九條中「及警察官吏」を、「警察官、都道府県及市町村ノ公安委員会ノ委員並ニ警察吏員」に改める。

第四十條中「警察官吏」を、「當該警察官又ハ警察吏員」に改める。

第四十一條中「及警察官吏」を「並ニ當該警察官及警察吏員」に改める。

第百十二條第二項及び第百十三條第二項中「警察官吏」を「都道府県若ハ市町村ノ公安委員会ノ委員又ハ警察官若ハ警察吏員に、「關係ノ都道府県」を「關係區域」に改める。

第百二十一條第二項中「警察官吏」を「當該警察官及警察吏員」に改める。

第百二十四條中「警察官吏」を「當該警察官又ハ警察吏員」に改める。

第十七條 参議院議員選挙法の一部を次のように改正する。
第七條中「及び警察官吏」を、「

警察官、都道府県及市町村公安委員會の委員並に警察吏員」に改める。
第十八條 最高裁判所裁判官國民審査法の一部を次のように改正する。
第四十四條第二項中「警察官吏」

(別表)

警察管區の區域	警察管區の名稱		警察管區本部の位置	警察管區本部の名稱
	名稱	位置		
北海道	札幌警察管	札幌市	札幌警察管	札幌本部
宮城縣	仙台警察管	仙台市	仙台警察管	仙台本部
青森縣	青森警察管	青森市	青森警察管	青森本部
茨城縣	水戸警察管	水戸市	水戸警察管	水戸本部
東京府	東京警察管	東京都	東京警察管	東京本部
山梨縣	山梨警察管	山梨市	山梨警察管	山梨本部
長野縣	長野警察管	長野市	長野警察管	長野本部
新潟縣	新潟警察管	新潟市	新潟警察管	新潟本部
富山縣	富山警察管	富山市	富山警察管	富山本部
石川縣	石川警察管	石川市	石川警察管	石川本部
福井縣	福井警察管	福井市	福井警察管	福井本部
大津府	大津警察管	大津市	大津警察管	大津本部
京都府	京都警察管	京都市	京都警察管	京都本部
大阪府	大阪警察管	大阪市	大阪警察管	大阪本部
奈良縣	奈良警察管	奈良市	奈良警察管	奈良本部
和歌山縣	和歌山警察管	和歌山市	和歌山警察管	和歌山本部
兵庫縣	兵庫警察管	神戸市	兵庫警察管	兵庫本部
神戶府	神戶警察管	神戶市	神戶警察管	神戶本部
岡山縣	岡山警察管	岡山市	岡山警察管	岡山本部
廣島縣	廣島警察管	廣島市	廣島警察管	廣島本部
愛媛縣	愛媛警察管	愛媛市	愛媛警察管	愛媛本部
高知縣	高知警察管	高知市	高知警察管	高知本部
徳山縣	徳山警察管	徳山市	徳山警察管	徳山本部
島根縣	島根警察管	島根市	島根警察管	島根本部
山口縣	山口警察管	山口市	山口警察管	山口本部
熊本縣	熊本警察管	熊本市	熊本警察管	熊本本部
鹿兒島縣	鹿兒島警察管	鹿兒島市	鹿兒島警察管	鹿兒島本部

を「都道府県若しくは市町村公安委員會の委員又は警察官若しくは警察吏員に、「關係の都道府県」を「關係區域」に改める。
第十九條 他の法令中警察官及び警察吏員に關する規定とする。